令和７年第１回上富田町議会定例会会議録

（第２日）

○開会期日　　令和７年３月１０日午前８時５７分

○会議の場所　　**上富田町議会議事堂**

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（１１名）

１番	井　渓　港　斗	２番	栗　田　八　郎
３番	平　田　美　穂	４番	松　井　孝　恵
５番	山　本　哲　也	６番	正　垣　耕　平
７番	家根谷　美智子	８番	中　井　照　恵
９番	吉　本　和　広	１０番	谷　端　　清
１２番	大　石　哲　雄		

欠席議員（１名）

１１番　　樫　木　正　行

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	樫　山　裕　子	主　　幹	山　根　　愛

○地方自治法第１２１条による出席者は次のとおり

町　　長	奥　田　　誠	副　町　長	山　本　敏　章
教　育　長	宮　内　一　裕	会計管理者（会計課長）	笠　松　昭　宏
総務課長	十　河　貴　子	総務課副課長	目　良　大　敏
振興課長	平　尾　好　孝	振興課副課長	山　根　康　生
税務課長	芝　　健　治	税務課副課長	小　倉　一　仁
住民課長	三　浦　　誠	住民課副課長	笠　松　由　希
福祉課長	木　村　陽　子	福祉課副課長	平　岩　　晃
福祉課副課長	坂　本　真理子	長寿課長	宮　本　真　里

建設課長	谷本和久	建設課副課長	樫本貴寿
上下水道課長	谷本　誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局長	瀬田和哉	教育委員会事務局副局長	吉田忠弘
教育委員会事務局学校給食センター所長	芦口正史		

○本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

日程第　２　議案第１２号　上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　３　議案第１３号　職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　４　議案第１４号　上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す条例の一部を改正する条例

日程第　５　議案第１５号　上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第　６　議案第１６号　上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例

日程第　７　議案第１７号　上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第　８　議案第１８号　さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第１９号　上富田町水源かん養基金条例を廃止する条例

日程第１０　議案第２０号　上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を廃止する条例

日程第１１　議案第２１号　上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第１２　議案第２２号　上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第１３　議案第２３号　上富田町河川環境整備基金条例を廃止する条例

日程第１４　議案第２４号　上富田町花いっぱい基金条例を廃止する条例

日程第１５　議案第２５号　上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

日程第１６　議案第２６号　上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並

びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第１７　議案第２７号　令和６年度上富田町一般会計補正予算（第７号）

日程第１８　議案第２８号　令和６年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）

日程第１９　議案第２９号　令和６年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第３号）

日程第２０　議案第３０号　令和６年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第４号）

日程第２１　議案第３１号　令和６年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第１号）

日程第２２　議案第３２号　令和７年度上富田町一般会計予算

日程第２３　議案第３３号　令和７年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算

日程第２４　議案第３４号　令和７年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算

日程第２５　議案第３５号　令和７年度上富田町特別会計介護保険予算

日程第２６　議案第３６号　令和７年度上富田町特別会計宅地造成事業予算

日程第２７　議案第３７号　令和７年度上富田町特別会計奨学事業予算

日程第２８　議案第３８号　令和７年度上富田町特別会計朝来財産区予算

日程第２９　議案第３９号　令和７年度上富田町水道事業会計予算

日程第３０　議案第４０号　令和７年度上富田町下水道事業会計予算

日程第３１　議案第４１号　町道路線の変更について

△開　　会　　午前８時５７分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１１名であります。

樫木議員から欠席届が出ましたので、受理しています。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年第１回上富田町議会定例会第２日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第１　一般質問

○議長（松井孝恵）

日程第１　一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

２番、栗田八郎君。

栗田君の質問は一問一答方式です。

災害時の上下水道の対応についての質問を許可いたします。

○２番（栗田八郎）

皆さん、おはようございます。栗田八郎です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回、私からの一般質問ですが、災害時における上下水道の対応についてを一般質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私自身なんですが、議員のライフワーク、それは防災対策、減災対策であります。地域課題並びに行政問題、多種多様であり、さらに現在では課題内容が高度化、複雑化してきております。しかし、どんなときでもどんな時代になっても、一番大事なのは人の命、人命であります。上富田町の住民の皆様の生命、財産を守ることが政治と行政の一番の仕事だと私は考えております。

去る令和６年１月１日１６時１０分頃、能登半島地震が発生しました。石川県能登半島の鳳珠郡穴水町北東４２キロを震央とし発生した地震であり、地震規模は気象庁調べでマグニチュード７．６、最大震度は震度７を観測されました。

また、８月８日１６時４２分頃、宮崎県日向灘において地震が発生いたしました。地震規模は気象庁調べでマグニチュード７．１、最大震度は震度６弱を観測されました。この地震により、気象庁調べで南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会及び地震防災

対策強化地域判定会を開催し、南海トラフで想定される大規模地震との関連性について調査を行いました。私自身も不安な日々を過ごしたことを思い出します。

あと、私ごとでありますが、令和６年１０月９日、１０日と石川県能登半島の珠洲市に復興の状況がどう行われているのかを、また南海トラフ地震に備えるために、上富田町議会有志の議員の方々と視察に行ってまいりました。あくまでも私個人の感想ではありますが、当時の視察時点では、珠洲市までの幹線道路は辛うじて通過は可能でありましたが、盛土している道路はほぼ陥没している状態、道路は仮設の橋や段差等は復旧されている状態ではありましたが、目的地の珠洲市に向かうまでかなりの時間を要し、通行しにくい状態でありました。珠洲市に到着いたしますと、当時ではありますが、地震発生時から１０か月以上もたつというのに復興が進んでいない状態を目の当たりにし、私は愕然としたことを思い出します。

状況はといいますと、海岸沿いの家屋は津波等で、能登瓦、黒瓦でできている同じような家屋はほぼ壊滅状態にあり、２階建ての１階部が崩壊しており、道路に埋設している上下水道は地震の揺れにより液状化し、道路面より地上に飛び出し、むき出しの状態になり、使用不可能となっておりました。そして、同年９月には奥能登豪雨の大雨により、さらに被害が増加いたしました。

やはり、私は町民の生命を守るのが政治と行政の役割だと思っています。

そこで、町民のライフラインの一つ、上水道について質問したいと思います。

現在、水道事業で管理している水道管の総延長はどれぐらいあるのでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いします。

お答えします。

令和５年度末時点における水道事業で管理しています水道管の総延長は、約１７９キロメートルとなります。水道管の内訳につきましては、水源となる取水路から浄水場に送っている導水管の延長が約１．７キロメートル、次に浄水場から配水池に送っている送水管の延長は約４．３キロメートル、配水池から町内の各家庭に送り届けている配水管が約１３７キロとなっております。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

次に、その水道管の総延長のうち老朽化により水道管の更新が必要と考えている水道管の延長はどれぐらいありますか。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

一般的には法定耐用年数である４０年を経過した水道管を老朽化した管と定義しますが、その４０年を超えた水道管の延長は約４５キロメートルとなり、水道管の総延長に対し老朽管の割合は約２５％となっております。

なお、老朽管の内訳につきましては、導水管が約０．５キロメートル、送水管は約１．５キロメートル、配水管では約４３キロメートルとなってございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

それでは、今現在なんですけれども、朝来の丹田台地区で水道管の布設替工事を行っていると思いますが、上富田町では老朽化した水道管を新しい水道管に入れ替える場合、どのような種類の水道管を設置しているのでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

現在、水道管の布設替えを行う場合は、耐震性を有する耐震管と呼ばれる水道管に入れ替えています。この水道管につきましては、地震時に起こり得る液状化などによる地盤変動に対しても管と管が抜けない耐震構造の継ぎ手を採用したダクタイル鋳鉄管や、管の継ぎ手を加熱して融着し管と管を一体化構造とするポリエチレン管といった種類の水道管を採用してございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

今説明いただいた水道管なんですが、地盤の揺れやゆがみなどにも対応できているんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

耐震管は地震の揺れやゆがみにも対応できるように設計されているため、問題ないと考えております。

耐震管の特性としまして、管自体や継ぎ手部分に柔軟性を持たせることで地盤の動きに追従し、管と管が抜けないよう継ぎ手部分が特殊な構造になっており、これらの特性により、地震時の揺れや地盤のゆがみに対し、破損による断水を防ぐことができると考えております。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

それでは、水道管の総延長に対し、耐震化できていない水道管の割合はどのようになっておりますか。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

水道管の総延長に対し耐震化できていない延長は約１２７キロメートルとなっていますので、耐震化できていない水道管の割合は約７１％となっています。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

それでは、耐震化できていない水道管の延長が１２７キロで割合が７１％となっておりますということを聞いたんですけれども、それら全てを耐震化するにはどれくらいの期間がかかると考えておられますか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

直近５年間における水道管の更新率の平均は、１年間で約１％弱の進捗状況となっています。耐震化できていない水道管の割合は約７１％となっておりますので、単純にその更新率で割り戻した場合、約７１年かかる見込みとなっております。

現在、水道管の更新につきましては、令和２年度に策定した水道施設整備計画に沿っ

て進めております。

水道事業は公営企業であり、経営に必要な費用は水道料金収入で賄うこととなっており、水道施設整備計画を立てる際に将来５０年間の財政シミュレーションを行い、水道施設及び管路の更新費用については合わせて年間約３億円程度で計画しております。今後、浄水場や送水管の更新等多額の投資を必要とする事業もありますので、水道管路の更新についても現在の計画スケジュールに沿って進めていきたいと考えてございます。

ご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

今の話を聞いて、上富田町全域を耐震化の水道管に更新するのに約７１年かかる見込みとなっているということですが、南海トラフ地震なんですけれども、いつ起こるか、いつ起こってもおかしくない状態と言われております。水道水を確保することは、住民、上富田町町民の生命を守る上で非常に重要だと私は考えております。

やはり水道施設、水道管の耐震化を一日でも早く進めるような工法、やり方等を考えていただけるように私は要望して、上下水道についての質問を終了したいと思います。

○議長（松井孝恵）

どうぞ、進めてください。

○２番（栗田八郎）

次に、下水道について質問したいと思います。

大規模な災害が発生した場合、水道と同様に下水道も生活に密着した重要な問題やと思います。人間が生きていく上で食べることは必須であり、食べた後には必ず排せつが待っております。大規模災害においてはトイレの環境が毎回のように問題となっております。

ここで質問です。大規模災害時の汚水処理等の対策についてなのですが、どうお考えであるのかお答えください。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

上富田町の汚水処理につきましては、公共下水道区域、農業集落排水区域、合併処理浄化槽区域に分けて処理を行っている状況です。大規模な災害により、現在の処理設備が使用できなくなることは十分に考えられます。

災害時のトイレ対策といたしましては、発災時の時間や被害状況によるマンホールトイレや仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレなどを複合的に使用し、対策する必要があると考えてございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

今お答えいただいた内容についてなんですが、幾つか確認させてください。お願いします。

まず、マンホールトイレについてなんですが、現状では整備されていないと把握していますが、町内のどこにいつ頃、いつぐらいに整備予定か、また、１か所当たりなのですがどれぐらいの費用がかかるか、分かればお答えください。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

マンホールトイレにつきましては、議員もご承知のとおり、基本的に終末を下水道に接続することで、くみ取りを必要とせず、衛生環境を良好に保つことができるとされております。このため、マンホールトイレを整備できる地区は公共下水道区域か農業集落排水区域となります。その中の防災拠点や避難所で人が多く集まる施設に整備することが効果的であると考えております。現在は、役場、文化会館、保健センター、各小中学校などの重要施設に整備できないか検討しているところです。

整備時期につきましては、現在確定しているものはございませんが、令和７年度に公共下水道区域において下水道総合地震対策計画を策定する予定としております。その中で、耐震化が必要な箇所については次年度以降、詳細な耐震診断や耐震化工事を行い、その後マンホールトイレの整備を行っていく予定と考えております。

マンホールトイレの整備に係る費用についてですが、標準的な整備費用として、下部構造の工事及びテントや便器周辺器具を合わせて１か所当たり約２，０００万円程度かかると見込んでおります。水源や下水道本管までの距離などにより、増減があるとは考えております。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

今の説明で、マンホールトイレについてはまず公共下水道区域での整備を目指して、

管路の耐久化を目指して進めていくということで、分かりました。

大規模災害時においてはマンホールトイレも非常に有効な対策であることは理解しておりますが、私が視察に珠洲市に行った際に、避難された住民の皆さんにお話をお伺いしたところなんですが、その避難された住民の皆様が公共下水、マンホールトイレを設置しマンホールトイレとして使用したところもあったのですが、初めのうちはよかったんですが、やはり使用する人が多くなればなるほど排せつ物が流れなくなったらしいんです。流れなくなった排せつ物を棒のようなもので流していたというお話を聞きました。流していたんですけれどもまたすぐ同じような状態になり、被災者の方々が大変苦労されたということをお聞きしました。マンホールトイレを使用する人が増えることによって排せつ物が流れなくなって、排せつ物がたまると衛生面が悪くなり、汚いからといってトイレを我慢することにより、体調不良、精神面に悪影響を来す可能性があるということです。

前の質問の回答で、マンホールトイレ、仮設トイレなどいろいろなトイレで複合的に整備が必要との話を聞きましたので、マンホールトイレ以外の整備の方針や状況についてお伺いしたいと思います。

仮設トイレ等についてですけれども、民間企業と災害協定を結ばれていると思いますが、何社と結ばれていますか、上富田町では。お願いします。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

災害時の仮設トイレ設置に関連する協定につきましては、株式会社キナン田辺営業所様、それから株式会社レンタルのニッケン和歌山営業所様、この２社と災害時におけるレンタル、資機材の提供に関する協定、こちらを締結しております。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

被災し避難された方々の直接の声なのですが、トイレは仮設トイレがいいという声で、それも洋式のトイレが一番いい。洋式トイレは汚しにくく、掃除も楽だし、座って排せつすることによって子供からお年寄りの方に優しいと聞きました。被災し避難された方々の声、意見は物すごく大事なことだと思います。そういった意見は実際に被災し避難された人にしか分からないことであり、いろいろと経験したことの一つだと思いますので、上富田町もそういった意見を取り入れてみてはと私は思います。

ここで質問です。上富田町も洋式の仮設トイレを購入してはどうでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

災害発生時におきまして家屋や施設のトイレが使用できない状況におきましては、大きく３つの選択肢になろうかと思います。携帯トイレ、仮設トイレ、それから３月２１日に購入をいたしますトイレトラックといった選択肢になろうかと考えております。それぞれに長所、短所がございますので、それらを整理し、購入につきましては検討を進めたいと考えております。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

仮設トイレは実際は保管場所等も考えないといけないと思うんですが、上富田町は口熊野マラソンや各イベント等にも使用できると思います。

それと、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレトラックとそれぞれメリット、デメリットがあるとは思いますが、避難所等のトイレ問題一つにしても、町民の方々が安心だと思ってもらうためにも対策していくことが大事だと思います。そして、町民の方々が避難所に行けば助かるんだと思ってもらえることの一つだと思います。ぜひとも仮設トイレの購入を検討していってもらうことを要望いたします。

最後に、今後いつ起こるか分からない災害に対して上下水道課はどのような準備をしていくのか、また、災害時においてどのような対応をしていくのかお答えください、お願いします。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

災害対策につきましては、防災対策、減災対策の面から準備しておく必要があると考えております。

まず、防災対策といたしましては、地震に対する耐震化、洪水に対する浸水対策などがあります。

令和６年能登半島地震以降、上下水道耐震化計画を策定し、被害を受けると機能が停

止してしまう急所施設や、防災拠点、避難所などの重要施設へつながる配水管、重要施設から処理場へつながる下水道管の耐震化やマンホールの浮上防止対策を進めることとしております。なお、施設の耐震化に併せて浸水対策についても検討及び対策を併せて行います。

次に、減災対策といたしまして、これまでに非常用発電設備の設置、配水池への緊急遮断面設置などの整備をしております。また、応急給水活動を効率的に行うため加圧式給水車を発注しており、令和７年１１月末頃に納車予定となっております。令和７年度には、水道水を確保する上で最低限必要な仮設配管用資材を購入する予定ともしております。

下水道につきましては、管路の耐震化工事が完了した後、避難所にマンホールトイレを整備する予定としております。

また、災害時における応急給水、応急復旧や資材の提供など日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき協定を締結、日本下水道管路管理業協会と災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結しており、早期復旧に向けた応援体制を構築しております。

発災後、できるだけ迅速に対応できるように考えておりますが、被災状況の把握等に時間を要することも考えられることから、町民の皆様にも３日程度の飲料水や簡易トイレ、携帯トイレなど備蓄をお願いする必要があると考えており、減災対策の一つとして啓発していきたいと考えてございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○２番（栗田八郎）

今の話を聞いて、防災対策、減災対策と準備しておられることは分かりました。

上富田町の今後ですが、広範囲の大規模の災害被害が予想されるものは地震によるものだと思っています。上下水道は、災害時においても最低限のライフラインをできるだけ維持し、町民の皆様が安心・安全に生活できるように、政治と行政が一つになり行っていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで、２番、栗田八郎君の質問を終了いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

３番、平田美穂君。

平田君の質問は一問一答方式です。

健康寿命の延伸についての質問を許可いたします。

○３番（平田美穂）

改めまして、皆様おはようございます。平田美穂です。よろしくお願いいたします。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大項目の健康寿命の延伸についてです。

私は、これまで高齢者と関わる仕事に携わってまいりました。その経験から、健康寿命に対して高い関心を持っています。

健康寿命とは、心身ともに健康で、介護を必要とせず、自立して日常生活を送ることができる期間のことです。日本は世界的に見ても長寿国ですが、厚生労働省の人口動態統計によると、２０４０年には男性の４２％が９０歳まで、女性の２０％が１００歳まで生存すると見込まれています。超高齢化社会を迎えるに当たり、単なる平均寿命の延伸ではなく、健康寿命をいかに伸ばすかが需要な課題となっています。

健康寿命を延ばすことは、現役世代の負担軽減や医療・介護費用の削減につながり、結果として社会保障制度の持続可能性を高めることにも寄与します。また、健康寿命の延伸により、家族の介護負担の軽減、地域の活性化、高齢者自身の生きがいの向上といったプラスの効果も期待されます。

それでは、質問です。

要支援・要介護状態の原因と現状。また将来推計についてです。

健康寿命とは、医療や介護に頼らず、日常生活をほぼ自立して営める期間のことです。一般的に要介護２以下の状態を指します。

そこで質問です。健康な状態から要支援、要介護状態に移行する主な原因についてお聞かせください。また、上富田町の高齢化率及び要支援、要介護認定者数の現状と将来推計についてお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

要支援、要介護状態に移行する主な原因につきましては、令和５年度に介護認定されている方の介護認定主治医意見書における診断名の１番に記載されている生活機能低下の直接の原因となっている傷病名を見てみますと、上富田町では、要支援認定の方では骨折、骨粗鬆症、心臓病などの循環器系の疾患、腰痛や変形性関節症などの関節系の疾患の順番となっております。要介護認定の方では、認知症、骨折、骨粗鬆症、脳梗塞などの脳血管疾患の順番となっております。

次に、高齢化率及び要支援、要介護認定者数の現状と将来推計についてですが、上富田町における高齢化率は、住民基本台帳から見ますと令和６年３月末で２７．７％となっており、令和５年３月末と比較してプラス０．１％となっております。今後も高齢化率は上昇していくものと推計しております。国に提出しています介護保険事業報告の月報では、令和７年１月末で要支援、要介護認定者数は９２７人となっております。

第９期介護保険事業計画における推計では、要支援、要介護認定者数は令和８年度９８２人、令和１２年度では１，０４１人、令和１７年度におきましては１，０７１人、令和２２年度１，０９０人と、今後も増加傾向で推移する見込みとなっております。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○３番（平田美穂）

ありがとうございます。当町も超高齢化社会に突入していることがよく分かりました。

要支援の主な原因は骨折や骨粗鬆症、続いて心臓病などの循環器系なんですね。要介護の主な原因は認知症がトップということですね。それから骨折、骨粗鬆症、そして脳梗塞、脳出血などが上位にあるということなんですね。このようにお聞きしますと、要支援、要介護になる前の予防が極めて重要であるということが分かります。

次の質問です。高齢者の健康づくりや介護予防を後押しするための具体的な取組をお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

高齢者が元気に生き生きと過ごしていくためには、人と人、地域や社会とのつながり、そして日々の健康づくりが大切です。具体的な取組としまして、一般の高齢者向けに、転倒、骨折予防のため足指体操を取り入れたてんとうむし教室、下肢の筋力と体力アップのためステップ台を利用して行うシニアエクササイズ、通称青春塾と呼ばれているものです、調理を通して高齢期の栄養について学んでいただく男の台所、また、認知症予防の生活習慣や認知症について学んでいただく認知症予防教室などを行っております。

介護予防が特に必要な方向けには、閉じ籠もり予防、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などを目的として実施しているハナミズキ、集中的な運動プログラムによって身体機能の向上を図ることを目的に上富田スポーツサロンで実施している通所型Ｃと呼ばれる運動教室を行っております。

また、生活支援コーディネーターを中心に広げていただいているまちかどカフェは現

在３１か所あり、町内会館など身近な場所での地域の高齢者の交流の場として多くの方に利用していただいています。

今後も引き続き、高齢者の健康づくり、介護予防につきまして取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、坂本真理子君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

私からは、令和５年度より本町でも取り組んでおります高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業についてご説明します。

この事業は、高齢者の心身の特性に応じてきめ細やかな保健事業を行うために令和２年度より全国で始まり、本町でも、和歌山県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、主に７５歳以上の方を対象として実施しております。

取組の１つ目としましては、まちかどカフェなど高齢者の通いの場で低栄養予防、筋力低下予防などの健康教室の実施、２つ目は、高血圧の方に栄養士、保健師が訪問を行い個別栄養指導の実施、また、健診や介護サービス等を受けられていない方への訪問を実施しています。

このような事業を実施する中で、認知機能や身体状況等気になる方がおられた際は、必要な支援につなげられるよう地域包括支援センターと連携を実施しています。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○３番（平田美穂）

ありがとうございます。

具体的な取組をお聞きしました。要介護状態を防ぐための対策ですね。定期的な運動、バランスの取れた食事、社会参加、認知症予防教室、それから転倒予防教室など、メニューを多く取りそろえていると思います。

そして、とてもいいなと思ったのは、教室に参加しない方や高血圧の方に栄養士さん、それから保健師さんが訪問を行っている、健診や介護サービスを受けていない方へも訪問してくださっているということがうれしく思いました。今後も、きめ細やかな取組を継続していただきたいと思います。

続いての質問です。健康診断の推進についてです。

生活習慣病の予防や早期発見、早期治療のために、日常的に自身の健康状態を把握することが大切です。そのため健康診断の推進が重要と考えます。

そこで質問です。人生１００年を見据えた健康寿命延伸のため、町独自の健康診断の取組があればお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

現在、町で策定しております健康かみとんだ２１第３次計画の中でも、健康寿命の延伸を目標に様々な取組計画を立てております。

計画の一つに、生活習慣病発症・重症化予防のための健診受診推進の取組をしています。

現在、町が実施している健診には大きく４つございます。１つ目としましては国が示す対策型健診であるがん検診、２つ目は国民健康保険加入者に行っている特定健診、３つ目は健康増進事業の歯科健診、骨粗鬆症検診、４つ目は後期高齢者医療加入者への健康診査となります。いずれも他の市町村でも同じ内容で取り組まれております。

町独自の取組としましては２つ実施しております。１つ目は、本来４０歳以上を対象としている国民健康保険加入者の特定健診を３０歳以上から対象としております。２つ目は、後期高齢者の方においても人間ドックの受診機会を設けております。

今後も、健康寿命延伸の取組の一つとして健診受診勧奨に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○３番（平田美穂）

ありがとうございます。後期高齢者の方にも人間ドックの受診の機会を設けているということですね。引き続き、受診しやすい環境づくりに努めていただき、受診率の向上を図っていただきたいと思います。健康寿命を延ばすためには、健康診断による予防が何よりも重要だということですね。

続いて、健康寿命延伸による財政効果についてお聞きします。

町民の健康寿命の延伸により、介護費用が削減されることによる財政効果についてお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

介護費用が削減されることによる財政効果ですが、第２期上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略のスポーツによる健康増進と介護予防についての項目を見てみますと、令和元年から令和２年の介護給付費の伸び率で令和５年度までの介護給付費を予測しております。令和４年から５年の介護給付費は、予測では約７，６００万円の増ですが、実績としましては約１，８００万円の増となっております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○３番（平田美穂）

ありがとうございます。介護費用が削減されることによる財政効果をお聞きしました。予測を下回る金額になっているということですね。今後のさらなる取組に期待し、応援したいと思います。

続いての質問です。上富田スポーツサロンの活用についてです。

上富田スポーツサロンは、健康寿命日本一という基本理念の下、住民の健康増進と介護予防の拠点として機能しています。今年の１月からは認知症予防のための脳トレーニング教室も開始されました。

また、奥田町長は、スポーツジムを通じて地域住民が健康になり、まちの魅力が向上することを目指すと述べられています。

上富田スポーツサロンでは、会員制の導入により、回数制限なく自由に利用できるシステムを採用しています。これは、利用者にとってメリットがある一方で、高齢者にとっては体調不良や入院などにより、継続が難しくなるケースも見受けられます。ある高齢者の方から、元気になればまた続けたいが、会費を払っても１回しか行けなかった、月会費を払い続けるのが負担になり、結局辞めてしまったという声がありました。

そこで提案ですが、高齢者向けに回数券制の導入を検討していただけないでしょうか。回数券制度を導入することで、高齢者が無理なく継続的にジムに通い、体力向上と健康維持につなげることができると考えます。

紀伊民報にも掲載されていましたが、筋肉は何歳になっても鍛えることができる。年齢とともに衰えるため継続的なトレーニングが必要であり、それが転倒防止や免疫力向上にもつながると報じられています。

また、みなべ町では高齢者向けトレーニング教室を発足し、健康維持を積極的に支援

しているとのことです。

上富田町には、既にすばらしいスポーツジムがあります。この施設を最大限活用し、高齢者が無理なく運動を継続できる環境を整えることで、最終的に健康寿命延伸につながると考えます。町としてのご見解をお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えさせていただきます。

まず、今のスポーツサロンの現状についてご説明を申し上げます。

会員数が４３５名、うち上富田町民が１９４名で全体の４５％、経営収支の分岐点というのが一応約４００名となっております。一時はコロナ禍で３７７名まで会員数が減少したわけなんですが、今現在６名のスポーツサロンのスタッフが頑張ってくれておりますので、現在は持ち直しております。

また、６５歳以上のシニア会員につきましては２０４名で全体の４７％、シニア会員も年々増加し、地域住民の健康対策や介護予防の一助になっていると思われます。平日の毎朝９時頃には６０名ぐらいの高齢者の方々が列をつくってスポーツサロンの順番を待ってくれている、そういった状況であります。

ご存知のように、上富田スポーツセンターは南紀ウエルネスツーリズム協議会、こちらのほうに指定管理をお願いしているわけですが、このスポーツサロン、それと隣にあります食育交流センター、こちらにつきましては指定管理料というのが積算の中に全くなく、ゼロ円で自分たちで創意工夫を凝らしながら経営していただいている状況であります。そういった関係で、いろんなアイデアも必要ですし、町と業務委託を締結し、通所型サービス、またシニアエクササイズ、転倒予防教室、特定健診運動指導など、幅広く介護予防事業を展開してくれております。

さて、ご質問にありました高齢者向けの回数券の導入ですが、過去にも一度検討した経過がありました。そのときは、月会員や年会員、そういった方々が回数券のほうに流れて経営上悪化するんではないかというような懸念がありましたので、断念した経過がありました。しかしながら、今回平田議員のほうからいろんなご提案をいただきまして、それを受けてスポーツサロンのスタッフとああだこうだ、いろいろ話をさせていただいた結果、次のように改正をさせていただきます。

何点かあります。

まず１点、その対象は上富田町に住所を有する７５歳以上の高齢者の方、７５歳以上の後期高齢者の方なんで、しっかりと安全対策のために受付時に問診をさせていただき

ます。健康チェック、場合にはスポーツサロンでトレーニングやっても大丈夫ですよというような医師の確認もさせていただきたいというふうに思っております。

２つ目、回数券というご提案をいただいたんですけれども、回数券ではなく現在のビジター利用、これは１回１，３１０円なんですけれども、これを消費税込みで５５０円ということで対応させていただきたいというふうに思います。ただし有効期限は１年間、実証実験として今回させていただきます。

回数券を採用しなかった理由としましては、スタッフの業務や管理、そういったのが煩雑になるということもありますし、現在の会員制度の中で新たなそういう回数券制度をつくるんではなくて、その中で運営していきたいというふうに思っていますし、それと５５０円の１０回の５，５００円になりますので、一旦５，５００円を払うというのは結構ハードルが高いかなと思いましたので、１回当たりの体験というんですか、それを安くすることによって垣根が低くなるかなというふうに考えたわけであります。

それと３点目、通常ずっといつでも来られるというふうにするんではなくて、平日の午後３時から４時、この１時間の時間帯に限ってさせていただきます。これは、比較的空いている時間帯、そしてスタッフが２人体制でサポートできる体制、そういったのが必ず必要になってきます。会員の安全対策が何よりも大切で、これが確保できないと実施することができないかなと思ったからであります。

過去には、本当に高齢者の方がいろんなあそこの器械を使って転倒して手首を捻挫して、そういったトラブルとかもあったというのも伺っていますので、７５歳以上の方なんでしっかりとサポートしながら、限られた時間の中で参加していただきたいという考えであります。

４点目、受付は令和７年６月１日から令和７年１０月末まで、有効期限は１年間ということでさせていただきたいと。あくまでこれは期間限定で、実証実験としてさせていただきます。

この体制が制度的にも経営的にも、そして安全管理的にもベストだというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いします。

今回の導入理由としましては、現在、町内の後期高齢者数が２，３２０名、そのうちサロン会員が１９名で全体の１％にも達していませんので、７５歳以上の方、こういった方に低額でサロンの体験をしていただくことによって、新たな会員の開拓につながるということを期待していると、そういったことで導入をさせていただくということになります。

参考に、ご存知だと思うんですが、現在１，０００円で３日間体験できる上富田３デイチャレンジ、そういった企画も、これは６月末までですか、実施しておりますので、

そちらもぜひＰＲしていただけたらありがたいというふうに思います。こういったチラシがあります。また後でお渡ししますので、よろしくお願いします。

いずれにしましても、今後も引き続き、南紀ウエルネスツーリズム協議会と協働で健康寿命日本一、それを目指していろいろと取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○３番（平田美穂）

ありがとうございます。後期高齢者の会員は１９名、何か全体の１％未満と今お聞きしたんですが、少し寂しいような気がします。１回５５０円、期間限定で実証実験としてということなんですね。課題もあるかと思いますが、高齢者の健康づくりのきっかけとなるよう進めていただければと思います。

経営という立場からもいろいろ工夫してくださり、また考えていただき、感謝を申し上げます。また、応援したいというふうにも思いました。

最後に、健康寿命の延伸には、個人の努力だけでなく社会全体での取組が重要です。食事、運動、健康診断、社会参加など多面的な対策を今後も継続していただけることをお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで３番、平田美穂君の質問を終了いたします。

１０時１０分まで休憩といたします。

休憩　午前　９時５２分

再開　午前１０時０７分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

少しお願いがあります。答弁される際にちょっとマイクのほうを調整していただいて、よろしくお願いします。

９番、吉本和広君。

吉本君の質問は一問一答方式です。

まず、訪問介護事業についての質問を許可いたします。

○９番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。よろしくお願いいたします。

町内の高齢者の方に要望を伺うと、今は何とかやっているが、あと何年かすると一人での生活が大変になる、施設に入らず家で暮らし続けたい、そうなると介護が必要で、ヘルパーさんに来てもらわなければならないとおっしゃる方がほとんどです。病気や老化が進行すると自力での生活が難しくなり、そのときホームヘルパーを活用すれば利用者は自宅で生活を続けられます。ヘルパーさんとコミュニケーションをすることで孤独感も解消し、食事や掃除などの家事の問題も解決できるのがメリットです。

ヘルパーは資格の要る専門職です。物忘れがある要介護１の方で月の半分をショートステイで過ごし、残りはデイサービスと訪問介護を使って生活されている方がいます。１日１回７５分の生活援助で２食分の調理と配膳、服薬確認、掃除、洗濯、買物、冬には石油ストーブの給油も行ってもらっています。ヘルパーさんがいなければ暮らせない、一人ならどうしていいか分からないと言われています。

常に介護サポートを行うのは、家族にとっても肉体的、精神的な疲労となります。ホームヘルパーが介護のサポートを行うことで家族の負担も軽減されます。おむつ交換など重労働をしているのにヘルパーさんの賃金が安過ぎると家族の方は言われています。特別養護老人ホームに空きがなく入所を待たなければならない方も多く、在宅介護となっているのが現状です。訪問介護事業所はなくてはならないということです。

上富田町第９期介護保険事業計画の訪問介護の欄を見ると、第８期の実績が一月当たり令和３年度は月７，０００回、令和４年度が月７，５２９回、令和５年度は７，７６９回となっています。月７，０００回を超えて増えています。しかし第９期の利用見込みが、驚くことに令和６年度と令和７年度、２年間は月５，９４０回、令和８年度も月６，１２９回と大きく低く見込んでいます。

担当課に聞くと、第９期の始まりの今年度、令和６年度の４月から１２月までの月当たりの回数は７，３６７回とのことでした。見込みが月５，９４０回ですから、その差は１，４２７回と大きな開きがあります。予想があまりにも実態とかけ離れています。予想以上に訪問介護が必要になっているということではありませんか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

第９期介護保険事業計画の介護サービス量の推計につきましては、地域包括ケア見える化システムという厚生労働省が運営している介護保険事業計画等の策定、実行を総合的に支援するための情報システムを使い、過去の実績や伸び率等を参考に推計しております。

訪問介護につきましては、事業計画では過去の利用回数の伸び率などから今後の利用ニーズは落ち着いていくものと推計しておりました。しかし、推計ほどの減少はしていないというところでございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

厚労省のシステムでは現状と大きく違うということです。訪問介護の利用回数は９期も８期と同じ状況だということです。自公政権は、訪問介護の基本報酬を２０２４年４月から２から３％引き下げました。この引下げは、訪問介護事業所を運営する事業者にとってまさかの引下げでした。経営が苦しい介護業界の中でも、特に訪問介護の経営が苦しいというのが現場の実感だったからです。

人員不足やコロナ禍、急激な物価高騰といった介護事業に共通する何重もの苦境に加えて、訪問介護は利用者を一軒一軒回るため、自動車のガソリン代高騰も直撃しています。２０２４年改定では、本来こうした苦境から訪問介護事業所を守るための報酬引上げが必要でしたが、逆に引き下げられました。

自公政権は、２０００年の介護保険制度スタート以来、物価や最低賃金の上昇にもかかわらず訪問介護の報酬を引き下げてきました。２０２４年４月には、介護事業所の経営環境は既に過去最悪の状況でした。しかし厚労省は二つのデータを持ち出して報酬の削減を説明しています。

１つは、訪問介護は利益率が７．８％、２０２２年度決算のデータですが、であるデータです。しかし、高い利益を上げているのは、サービス付高齢者住宅などの集合住宅を移動時間なく訪問する事業所です。地域の高齢者を一軒一軒回る事業所は、多くが移動時間やガソリン代などで不採算です。厚労省のデータでも３７．６％、約４割が赤字でした。

２つ目は、訪問介護の事業所が増えているという理由ですが、増えているのは事業所が２倍になった東京など都会で、２６都道府県で減少しています。東京都世田谷区を見ると業界大手の株式会社などの営利法人が約９割、それとは反対に、訪問介護事業所が

残り１つになった市町村では営利法人は１割、社会福祉協議会や中小非営利法人が９割となっています。大手は利益率が高い、移動が少ない都市部で行い、移動に時間のかかる地方では行わず、地方は中小、非営利法人が担っています。

２０１３年度に、倒産、休廃業、解散で６３２社が消えました。東京商工リサーチによる調査です。そのうち訪問介護事業所は４２７社で、約７割にもなっています。また、５年間で社会福祉協議会の訪問介護事業所も２３０か所廃止になりました。事業所が消えて訪問介護を受けられなくなった多くの利用者が、事業者変更や転居などを迫られています。

報酬が引き下げられた２０２４年、訪問介護事業者の倒産がさらに加速し、昨年１０月時点で過去最多だった前年度を超えてしまいました。訪問介護事業所がない自治体が昨年１２月末時点で１０７町村となりました。全国で訪問介護事業者、訪問事業所の消滅と、利用者が訪問介護を受けられない危機を広げています。ＮＨＫの「あさイチ」でも「介護危機！どうなる、私たちの老後」と報じました。

上富田町内の訪問介護事業所の状況はどうなっているか、上富田町内の訪問介護のみを行っている事業所４社を訪問しました。全国で起こっている同じ状況があり、驚きました。訪問介護のみを行っている４事業者のうち、２事業者が訪問介護事業所を３月で閉じることにしたと話されていました。やめる１つの事業者は、役員報酬はなしにして職員に賃金を払ってきたが赤字で運営が続けられない。別の事業所も、事業主の役員報酬は５万円で年金とその５万円で生活してきたが、処遇改善加算や災害時の対応などの書類仕事がどんどん多くなる。その仕事が増える分に対して国の補助はなく、事業主の仕事ばかり増え収入にならない上に国の基本報酬が削減され、もう続けられないと話されていました。

別の事業所も、上富田の利用者は３０％、龍神や市鹿野、本宮でヘルパーが足らず、ケアマネから依頼があり行っている。往復２時間の本宮や龍神まで職員に頼めないので事業主が行っている。ガソリン代が大変。昔からいる職員さんで事業を行っているが、その人がもう辞める時期に入っているので、辞めると若いヘルパーがいず、事業は成り立たない。このまま赤字だと辞めざるを得ないと言われています。

もう一社は、上富田町の利用者は３０％、職員に給与を出すと事業主には給与を出せない。事業主の私は母と父の年金で暮らしている。どの事業者も上富田町に税金を納めています。また、多くの事業所は職員の半数が上富田町の方です。町内の雇用を支えています。なくなると利用者は別の事業所に移らなければならず、今まで慣れ親しんだヘルパーさんでなくなる。家を訪ねる訪問介護事業所は車を所有し、車の税金も払い、ガソリン代が必要です。移動時間がかかるが、それは国の補助対象の時間にはならない。

報酬をさらに引き下げられると続けられないと皆さん言われています。

入所施設運営やデイサービス事業などと訪問介護事業を併せて行っている事業所さんも訪問しました。社協さんも含め訪問しました。訪問介護事業所がなくなると、その事業所さんが受けていた上富田の方を移していただけるのか、引き受けてくれるのか聞きました。社協さんや別の大きな事業所さんは、１０人預かってほしいと言われても職員の確保が難しく、二、三人しか受け入れられないと話されていました。そうなると、介護保険料を払ってきたのに利用者が利用できないという介護崩壊が起きることになります。その危機が迫っています。

介護崩壊が起こってから新しい事業所をつくってもらおうとしても、今の報酬では赤字になり、誰も始められないと思います。始めたとしてもすぐにやめることになるでしょう。月当たり７，４００回程度の訪問介護の利用数に対応できるように、今ある事業者が運営を続けられるようにすることが必要と考えますが、どのように考えられますか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

訪問介護事業所によるサービスは、地域包括ケアが目指す要介護状態になっても住み慣れた地域、自宅での生活を実現していくために欠かせない重要なものであると認識しております。今年度は、事業所との連携会議を実施し、連携強化に努めているところでございます。

今後とも、事業所との連携会議などを開催し情報交換を行い、運営状況等の把握に努めてまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

今年度の訪問介護事業所と町の連携会議は８月末でした。８月時点では、訪問介護事業所に報酬が振り込まれる分は６月までの分です。報酬の引下げが４月からですから、収入としては３か月しかたっていない状況で、影響がまだ少ない時期です。また、訪問事業所１５社中５社しか参加しておらず、会議の様子を担当課から聞くと、１か所が３月に廃業すると聞いていると聞きましたが、先ほど私が述べたように、もう一か所が廃業することや、事業主が自分の給与を出せないなど赤字になっている現状を担当課は把

握されていませんでした。

新潟県村上市の高橋邦芳市長は、訪問介護の基本報酬が引き下げられたと聞き、何で訪問介護だけ下がったのか。事業所は大丈夫なのか聞いてくれと訪問介護事業所にアンケートを行うよう指示しました。そうしたら、もうやっていけない、やめなければならないと切実な回答が寄せられ、対策を指示しました。

訪問介護事業主に訪問介護の基本報酬が引き下げられたことでの影響を知りたいと、早急に町はアンケートを取り、連携会議を早急に持って、詳しい状況を把握すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

今年度の連携会議開催前にもアンケートを実施しておりますが、来年度も事前アンケート調査を実施した上で会議を開催する予定としております。

実施時期につきましては来年度早い時期にできるよう、アンケートや会議内容を調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

早く４月には開いていただくようお願いします。

次に、先ほど述べたように、新潟県村上市の高橋邦芳市長はアンケートを行い、やめなければならないと切実な回答に対策を指示しました。その対策としては、高橋市長は国が減らした介護報酬を自治体が上乗せしていいのか考えましたが、学校給食や子ども医療費は独自に応援しておるのであるからそれと同じだと判断して決断しました。基金があったので基金を取り崩して行ったが、基金がなければ一般財源を投入してでもやったと言っておられます。

行った対策は、報酬引下げによる減収分を昨年４月の改定時に遡って独自に補助する。ガソリン代の高騰が事業を圧迫しているので、それをカバーするために車１台に月３，０００円、さらに利用者宅まで７キロ以上かかる訪問介護に１回５０円を上乗せしています。支援策は次期介護報酬改定までです。

上富田町でも、先ほど上富田町の訪問介護事業所の状況を述べましたが、同じ状況です。町長、訪問した事業所はガソリン代の高騰でより大変になっていて、続けていくた

めに支援をしていただきたいと話されていました。打合せのときには、町内の事業所がこのような状況にあることを町は把握していませんでした。上富田町でも、訪問介護事業者から早急に聞き取るなどして状況をつかみ、利用者が困らないように事業が続けられるよう村上市を参考に支援策を検討すべきではないでしょうか。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

今年度実施しました連携会議では、人員不足、事務処理の負担が増えたなどの話があったことは把握しております。今のところ町独自の支援策は考えておりませんが、今後とも、国の状況を注視し、事業所との情報交換や連携強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

田辺市は、物価高騰対策として、ガソリン代が高騰しているために田辺市独自に訪問介護１事業所に僅かですが３万７，０００円を最近支給しました。

先ほど、報酬引下げによる影響等を把握するためにアンケートとできるだけ早く連携会議を開くと言っていただいたので、状況をつかんで、町民が安心して訪問介護が受けられるように対策を検討ください。

町長、高齢者が住み慣れた地域で在宅で安心して暮らせるように訪問介護を守らなければならないと思いますが、どのようなお考えですか。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田　誠）

訪問介護サービスにつきましては、介護が必要になってもいつまでも住み慣れた地域や自宅で生活するためには欠かせないものと認識をしております。また、吉本議員から話があった内容ですが、その前にも、国への町からの要望につきましても今回、西牟婁郡町村会の政府予算編成及び施策の策定に関する要望事項として基本報酬の引下げの見直し要望を国のほうにはしておりますので、そういうところもありますので、今後とも国の動向を注視しながらやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

私が打合せのときに、村上市の高橋市長さんは阿賀北地域の市町村会議でこの問題を提起し、３年後の改定を待たず引下げを見直すよう国に要望することを決めました。それが全国市長会の要望になっています。和歌山県の町村会議の要望にも上げるよう、打合せでもぜひ出していただきたいとお願いしましたが、今答えがありましたように私のお願いを聞いていただいて出していただいたことは、私は大変歓迎したいと思います。

仕事が大変であるにもかかわらず賃金が安いため若い方に介護の職場で働いてもらえず、介護の後継者が少ない状況です。労働に見合う賃金となるよう、国は訪問介護の報酬を元に戻し、さらなる改善を行い、ヘルパーが確保できるようにすることが求められています。

高齢者が安心して地域に住み続けられるよう、住民と共に、また町とも共に頑張る決意を申し上げて、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

これで、訪問介護事業についての質問を終了いたします。

次に、町有財産の処分についての質問を許可いたします。

○９番（吉本和広）

ある方が私の家に来て、朝来地内の町有地を地方自治法でその土地を管理する課の職員は購入することができないとされているのに、その土地を管理する職員が購入している、登記が、その職員が他の課に異動した４月１日になっている、全議員さんを訪ねていると話されました。私は、他の議員さん同様に、町に聞かないと事実は分からないと話しました。議長に全員協議会を開いて町から説明してほしいとお願いして、議長の判断で懇談会での説明となりました。

懇談会で行われた説明の確認と幾つかの質問をします。

この町有地は、令和５年８月に買受人を公募し、買受人がなく、その後随時募集での販売となり、令和６年１月４日、その土地を管理する課の職員が申込みを行い、２月２０日に契約書で契約を結び、４月１日に代金を支払い、同じ日に登録を済ませた、この経過に間違いはありませんか。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

お答えします。

経過については間違いありませんが、本人がこの土地の購入を決めた経過につきまし

ては、随時募集に変更しても応募がないことや急傾斜地崩壊危険区域に入っていること、また、車両が１０台前後駐車されており、過去からの猫のふん尿問題もあって売却は難しいと判断し、宅地造成事業の累積赤字や単年度黒字継続のため少しでも足しになればとの考えから購入を決め、令和６年１月４日に町有財産購入の申込みがありました。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

買い受けた職員との売買契約の起案者は誰ですか、職名でお答えください。また、買い受けた職員ですか。

○議長（松井孝恵）

谷本君。

○建設課長（谷本和久）

お答えします。

起案者は建設課の班長で、買い受けた職員ではございません。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

買い受けた職員は売買契約の起案書に決裁印を押していますか。

○議長（松井孝恵）

谷本君。

○建設課長（谷本和久）

お答えします。

起案書に印鑑は押しております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

地方自治法第２３８条の３第１項に「公有財産に関する事務に従事する職員は、その他取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。」と規定されています。また、上富田町普通財産売払事務取扱要綱第５条に同様の規定があります。その職員がその事務に従事している課から外れた後に、今回のケースであれば４月１日に他の課に異動しているわけですので、４月１日以降に申込みを行い、その後手続に沿って契約を行えば何の問題もないのに、なぜ急いでその業務に従事しているときに職員が売買契約を起案し、町長は決裁したのかお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

谷本君。

○建設課長（谷本和久）

お答えします。

担当課といたしましては、買受人から購入の申込みがあったため通常どおり起案いたしました。これにつきましては、上富田町普通財産売払事務取扱要綱を把握していなかったことから地方自治法の確認まで至らなかったということが原因でございます。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田　誠）

お答えします。

地方自治法第２３８条の３、職員の行為の制限及び上富田町普通財産売払事務取扱要綱の買受人の制限の規定について、私自身も認識がなかったということが事実でございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

私は、契約書を交わすというのは事務に従事するその職員が購入するということが決まったということであり、地方自治法にも上富田町普通財産売払事務取扱要綱にも違反していると思います。他の議員さんからも懇談会で、２月２０日以降に別の方が購入しようとしても、既に契約書が交わされているので買うことができないのではないかと話されましたが、別の方は購入できるのですか。

○議長（松井孝恵）

谷本君。

○建設課長（谷本和久）

お答えします。

契約書を交わしているため、買受人が契約に定める条項を履行すれば別の方は購入できません。ただし、契約に定める条項を履行しなかった場合には別の方が購入することができます。例えば期日までに代金が支払われない場合です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

契約は口頭でも成立します。後にトラブルとならないために、契約書は契約内容を記して結ぶものです。町民の皆さんも、契約書で契約を結んだのだから購入したことになり、違法であると思われると私は思いますが、どのような見解ですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田　誠）

お答えをします。

地方自治法第２３８条の３第１項、公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受けてはならない旨の規定をしており、この公有財産の譲受けについては、売買契約なのか契約に基づく所有権移転なのかは逐条解説にも明記されておりません。そのため、単に契約をすることではなく、所有権の移転を伴う財産移転が譲受けであると私は考えております。

今回、建設課在住の申込みの契約の手続等に問題があったということで、職員に対して指導をしているところですが、鑑定価格の売却であるため町に損害が生じているわけではございません。また、建設課から異動した令和６年４月１日に入金があって所有権移転登記をしているので、公有財産の事務に従事しておらず、私は違法ではないという認識でございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

私は裁判官でもないので法的にどうかは正確には分かりませんが、今後、町の対応で何か問題が起こった際には、町長が当然その責任を負うことになると思います。また、このような町有財産の処分の問題点を利用して、裁判を起こさない代わりに開発の許可が得られていない場所を許可しろ、開発したい土地の一部に町有地があり住民や水利組合の同意が得られていないのに販売しろなど、脅しに使うことも考えられます。それでは行政がゆがめられていくことになります。

失礼な質問になるかもしれませんが、私が心配するまでもなく、町長はそのようなことはされない方だと思いますが、どう対応されますか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田　誠）

お答えします。

議員が今例で挙げられましたような許可に関する脅し等につきまして、また取引には一切応じるつもりは私はございません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

私も町長のおっしゃるとおりだと思います。

上富田町財務規則第１１２条に、課長等は、その管理する普通財産を売買しようとするときは、町長の決裁を受けなければならないとあります。町長が決裁しなければ契約は行われなかったということです。

担当課の購入した職員は訓告、他の２名の担当課職員は厳重注意とのことです。決裁を行った町長が一番責任があると思うんですが、町長はどう責任を取られるのですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田　誠）

お答えをします。

今回の件につきまして、私自身、管理監督責任を重く受け止めております。本定例会の追加議案として、町行政に対する信頼を損なう事態を招いた責任として、町長及び副町長の給料月額の減額の議案の提出をいたします。１か月の１０％の減額です。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

少なくとも３か月は必要ではないかと私は思うのですが、なぜ１か月なのですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田　誠）

こういう職員に対しての指導等についての事例を調べました。その中では１か月というのが適当であるというふうに思っております。職員を懲戒解雇したりとか、職員が公金の横領とかいろんな部分についてそういうところで懲戒したりした場合には、３か月以上の減給があるというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

私は少し軽いのではないかというふうに思いますが、次の質問に移ります。

このようなことが起こらないように今後どのような対応を取るのですか。

昨年９月の決算委員会で私は、広域の法務研修に希望者が行くのではなく、職員が毎年入れ替わりで全員が研修を受けるようにすべきと質問しましたが、されるとは言われませんでした。広域の研修会で全員が研修を受けるようにする、また、ただ参加する広域研修だけでなく、町独自でも研修会を開く必要があると思います。

また、今回の理由が法律や条例を知らなかったということですから少し信じられないんですが、日頃から法律や条例を見ていないことからこのような問題が起こっているのです。常に法や条例を意識し、目を通すようにするために、起案する際には根拠となる法令と条例を明記する欄を作り、記入する対策が必要ではないですか、答弁お願いします。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

まず、職員の法令遵守への意識を高めるには、起案時における法令等の添付の徹底が何より効果的であると考えます。令和７年２月２５日に開催しました総合政策会議において、課長級、副課長級の管理職全員に対し、起案文書には決裁をする上で必要な法令、規則、要綱等を必ず添付することを周知し、課員から上がってくる起案文書について添付が漏れているようであれば、起案者に対し差戻しを実施し添付を促すなど、各管理職において徹底するようそのことについて確認をしております。

また、令和７年度におきましては、和歌山県市町村職員研修協議会が主催する法制執務研修に各課最低１名は申し込むようにアナウンスをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

今後怠らないよう、しっかり条例や法令をきちんと見て決裁するということをしていただきたいと思います。

次に、今回の町有財産の処分については、広報で町民に対しておわびの文章を載せるべきです。このような問題が起こった経緯や問題点、どう責任を取るか、起こさないた

めの今後の対策について載せるべきです。町民が知らないために誤った話が広がらないようにすべきではないでしょうか、どうお考えですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田　誠）

お答えします。

先ほども言いましたように、本定例会にまた追加議案を提出させていただきますので、その追加議案を提出するに至った経過、議決結果とともに、再発防止に向けての取組についてはまずホームページに掲載をする予定としております。広報かみとんだへの掲載につきましては、掲載記事の締切りの時期の都合により最短でも５月号への掲載になりますが、ホームページと同様の内容で掲載する予定としております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

起こったことがきちんと町民に伝わって、今後どうするのかということが分かるようにすることも大変大事だと思いますので、今言っていただいたんで、それでよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

町有財産の処分についての質問を終了いたします。

次に、スポーツセンターの事業についての質問を許可いたします。

吉本君。

○９番（吉本和広）

サッカー場の人工芝の再利用の問題について質問いたします。

１２月議会が終わった頃に、私のところに投書が届きました。少し読ませていただきます。

先日、スポーツセンターに立ち寄った際、周辺に古い人工芝が空き地に張られていたが、どのような経緯でこのようなことになったのか。上富田町スポーツセンター人工芝の張り替え工事について、議会で取り上げていただきたい。人工芝を再利用するため張り替え工事を行ったと聞いたが、再利用先は張らなくてもいいような駐車場に張られており、そのまま放置していると人工芝やチップが流出し環境汚染となる。また何年後かに撤去する必要があるが、張り替え工事中に撤去するほうが費用も安かったはずである。

その場合、増えた撤去費用は税金の無駄遣いであり、町として損失した費用は誰が責任を持つのか。実施した町か、チェックできなかった議会か。町から再利用する割合や利用先の説明を受けていたのか。受けていた場合、駐車場に人工芝を張る必要性を疑問に感じなかったのか。議会のチェック機能が正常に働くことを切に願います。

質問が３つありますが、３つ目だけ読ませてもらいます。

古い人工芝を駐車場に張った場合、車の通行などで人工芝がちぎれたりチップが飛散する可能性が、競技場に設置しているときより発生する可能性が高い。それにより環境汚染となるが、事前に検討したのか。法的な根拠はあるのか。不法投棄にならないのか。全国的に古い人工芝を駐車場へ張る事例があるのか。検討した場合、現状より悪化しない根拠を示していただきたい。検討していない場合、今までも今回のような根拠もなく実施していたのかという投書が寄せられました。

私も驚いてスポーツセンターに見に行くと、駐車場に人工芝が張られているのに唖然としました。私は以前、サッカー場を見に行きました。人工芝が切れて水路に多数流れていましたが、細かな網でサッカー場外に流れ出さないようにしていました。駐車場にアスファルトを敷くなら分かりますが、人工芝を敷くことはまずありません。

サッカーをする人は７０キロぐらいの体重でしょうが、車は１トン以上、バスであれば４０人乗ると５トン以上にもなる。それが人工芝に乗るのです。投書者が言うように、車が乗れば人工芝が切れて飛んでいってしまうことは誰でも分かることです。プラスチックは環境ホルモンとなり、人間をはじめ全ての生き物の生殖機能に悪影響を与えるものです。町も分別を呼びかけて回収しています。

駐車場へのサッカー場の人工芝の再利用は環境に影響を与えると誰もが考えると思いますが、住民課はどのようにお考えですか。

○議長（松井孝恵）

住民課長、三浦誠君。

○住民課長（三浦　誠）

お答えします。

プラスチックは自然界では分解されにくい特徴があり、河川等を通じて海にたどり着くと海洋ごみとなって、生態系を含め環境の悪化となっていきます。

駐車場に再利用しています人工芝に限らず、スポーツセンター施設内で利用されていますサッカー場やテニスコートの人工芝と同じように、安全管理の下、周囲に影響が出ないようにしていただく必要があると言えます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

しなければならないということは、このままサッカー場であれば先ほど言いましたように、きちんと流れ出さない対策が取られています。しかし、駐車場はそのような対策は取られていません。このまま駐車場で活用するのは環境上よくありません。

ペットボトルの回収など町民に環境を大切にすることを呼びかけている町がこのようなことをしているようでは、その訴えに町民は疑問を感じ、その訴えは説得力もなく、広がるはずもありません。被害が少ないうちに当然すぐ廃棄処分するようにすべきと考えますが、住民課はどのような見解ですか。

○議長（松井孝恵）

住民課長、三浦君。

○住民課長（三浦　誠）

当然ですが、ちぎれた人工芝をそのまま放置して、雨風によって飛ばされたり流されてしまうことが環境汚染になってきますので、駐車場の周辺を含めて日頃からのチェックであったりとか点検、清掃を行って、しっかりと流出防止に努めていただく必要があると言えます。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

スポーツセンター、実際に人工芝を張り替えてこういった事業をしたのは振興課ですので、そちらの立場のほうからちょっと説明させていただきます。よろしいでしょうか。

（「どうぞ」と吉本議員呼ぶ）

○振興課長（平尾好孝）

ありがとうございます。

人工芝につきましては、その製造過程においてＰＦＡＳ、いわゆる有機フッ素化合物の総称をＰＦＡＳというんですが、それが使用されており、それがにじみ出ることによって自然環境保全団体から指摘されているということは承知してはおります。

しかしながら、このＰＦＡＳによる影響等については、現時点においては確定的な知見はなく、国において様々な検討が現在進められているところでございますので、引き続きその動向を注視してまいりたいというのが１点と、また今、三浦課長が申しましたように、しっかりとその管理と対策、メンテナンス、そういうことを行うことによって人工芝流出を抑制することができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

サッカー場であれば周りが囲まれていて、流れても飛んでも横に結構壁があってそこで戻ってきて、水路に流れて水路で回収するというシステムになっていると思うんですね。しかし駐車場は、水路もなければ何もありません。そうすると、切れたときに飛んでいくことはもう明らかです、はっきり言って。それを回収する場所もどこにもあるわけではありません。だから問題なわけです。

だから、やっぱり撤去するということを検討していただきたい。いかがですか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

振興課長、平尾です。

まず、先ほど申しました適切な管理や清掃、これについてですけれども、まず駐車場に敷設したときに、まずはクリーニングといって、掃除機みたいなものでしっかりと、切れている人工芝を全部１回一旦吸い取って、これについては既存のテニスコート、既存のサッカー場、そういったところも同じようなことを言えるんですが、それと同様にしっかりとクリーニングをさせていただいておりますし、今後も、施設内で出るようなことのないよう、年５回ぐらい定期的にちぎれた人工芝をクリーニングしていくということです。

それと、もちろん事前に人工芝の張り替えの仕様書というのを作らせていただきました。そのときに、仕様書の中に人工芝の撤去についての費用とかそういうのもいろいろ確認しながら、人工芝の撤去に３，０００万円か４，０００万円ぐらいかかるよという話もありましたので、大切な税金を使って撤去するんであれば、再活用できるんであればしたい。もちろんそれについての安全も、そういった人工芝の会社数社から確認をさせていただきました。１００％ではないです。これは、今のテニスコートもしくはサッカー場に張っている人工芝も含めて１００％ではないと思っています。

まだ活用できるんであれば、その人工芝を駐車場とか余白の部分とかそういったところに張らせていただいて、スポーツセンターの労力も、草刈りとかそういったのをちょっと軽減されますので、使っていきたいということになりました。

でも、これが１０年、２０年ずっと使うわけではなくて、それはあまり古くなってきたら、しかるべき時期に廃棄ということになるかなと思いますけれども、今のところはしっかりと確認しながら管理をしていっております。僕も月に１回ぐらいは見に行っています。人工芝の近くの側溝には確かにホームチップがちょっと落ちているんですけれ

ども、そこから施設外に出た確認は、僕の目視でありますけれども、今のところはできておりません。下の調整池、そういった池へも確認に行きましたし、ちょっと離れた施設外も確認に行きました。ただ今後、大雨が降るようなそういったおそれもありますので、そこは今、施工業者と相談しながら、先ほど言いました側溝にメッシュの網をつけて防ぐとか、そういった対応を今後はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

私は、環境に対する考えが庁内でほんまにきちんと共有されているのかというのに非常に疑問を感じます。こういうやっぱりプラスチックが飛んでいく。サッカーの人工芝って物すごく毛が長いんですよね、テニスコートの人工芝と比べて。だから、そういうものを駐車場に移設するなんかということは普通考えません。別に駐車場は土のままでいいわけです。だから、何でわざわざこの環境に影響を与えるものを張り替えるのか意味が分かりません。

次に進みますけれども、サッカー場の人工芝の張り替えは総務教育常任委員会に詳しい説明もなく、また、公共施設整備計画にもないものが今年度令和６年度予算に突然出されました。私はすぐにサッカー場に行き状況を見ましたが、とてもきれいでした。練習している中学生１０人ほどにこのサッカー場はどうですかと聞くと、とても使いやすくて最高ですとみんなから返ってきました。監督さんに人工芝は問題ありませんかと聞くと、問題ありませんと返ってきました。

予算委員会で質問すると、二、三年は使えるが、その後だとスポーツセンターで有効利用しようとしてもできないので、有効利用するために１億３，０００万円かけて張り替えると説明しました。私はこの予算に、議員への説明不足の経過も含めて反対しました。

環境破壊につながる駐車場への活用の説明も議会になく、環境破壊であり有効利用ではありません。張り替えられた人工芝の活用期間は１２年か１３年だったと思うんですが、１３年としても１億３，０００万円で張り替えたのですから１年間で１，０００万円となります。本来であれば二、三年使えて２，０００万円から３，０００万円を無駄にした、血税を無駄にしたということではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

これ、決算委員会のたしかやり取りだったと思います。違いましたか。

（「予算委員会です」と吉本議員呼ぶ）

○振興課長（平尾好孝）

予算委員会ですね。

あと２年か３年は使えると。使い切ったら使えるわけなんですけれども、吉本議員がこのグラウンドに入ったことがあるかないか、ちょっと分からないですけれども、本当に硬いんです、人工芝が。一つは人工芝がちぎれる、それもあるんですけれども、人工芝自体がもう硬く、本当に子供たちがこけても危ない状態とか、例えばキーパーが横に飛んだら、肘を打ったらもうけがする状態とか、そういった声もたくさんありましたので、確かに２年、３年無理して使おうと思ったら使えましたけれども、ここが張り替えるタイミングかなというふうに一つは思いました。

それとそれを有効利用、確かにそのときにも新しい人工芝を張るときの仕様書を一つ作るときに、数社の人工芝の業者からも確認をしました。今であればまだ空白地帯とか駐車場とかそういったところにも張り替えて、しっかりとメンテナンスをしていけば有効に使えますよという話もいただきましたのでさせていただきましたし、一番人工芝が切れるというのは、例えばサッカー場でスパイクを履いてラグビーとかサッカーをやったときに、スパイクで踏ん張ったりとかそういったときに一番切れやすく、例えばテニスコートであっても、オムニコートの中を人工芝ですった、そういうことによって切れるのが一番多くて、車をゆっくりと運転するんであればそんなに切れないという、そういう見解もいただいていましたので、そういうことで判断をさせていただいております。

ただし、今、吉本議員のそういったご意見もいただきましたので、またそういったこともいろいろ研究していきながら、環境省とかスポーツ庁とかそういったところも、ｔｏｔｏのスポーツ振興財団、そういったところもいろいろそれぞれ研究を今しています。そういったところと指定管理者、それと施工業者と連携を取りながら注視して、今後皆さんにご迷惑をおかけしないように、かつしっかりとメンテナンスをしながらやっていき、その時期が来たらまた廃棄していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

予算委員会で二、三年は使えるということを答えたわけですね。だから使えるわけです。だから、使えるものをわざわざ張り替えて、それを有効に使いたいから駐車場に張る、こんな計画では町民は納得しないと思いますよ。町民の血税を二、三千万円無駄に

していると。

公共施設は、支障が出ないように計画的に予算を当然つぎ込まなければなりません。法律によって公共施設整備計画が義務づけされているのですから、緻密な計画を立て、町民の血税を使うとの認識の下、町民から信頼される行政であらねばなりません。このような不適切な整備が行われた原因は、公共施設整備計画に計画されていないことを行ったこと、つまりきちんと整備計画が立てられていないことが問題ではないですか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

このときもお話に出たと思います。整備計画の中で５，０００万円・５，０００万円という２か年にわたって計上していたのに、１年にわたって１億何千万円という支出ということで話があったと思うんですけれども、そのときも人口芝の傷み具合とか、さらにそういう有効活用できるとか、そういったことも考慮しながら進めたので、そのときは、しっかりと今後は適切な計画をしていきますということで謝罪をさせていただいたと思うんです。

まだいいですか。

（「どうぞ」と吉本議員呼ぶ）

○振興課長（平尾好孝）

また話は戻りますけれども、しっかりと業者さんに安全確認をさせていただいて、その上で有効活用させていただいているというのをもう一回ご理解ください。ただし、それについては今後も環境庁とかいろんなところが今いろいろ研究していますので、そういったところのご意見もいただきながらしっかりと管理をしていきたい。しかるべき時期が来たらまた廃棄もすると思いますけれども、そのときはまたしっかりと廃棄をしていきたい。今使えるうちは有効利用したいというふうに振興課、役場のほうでは考えました。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

決して有効利用ではないということです。一度そこを研究ください。人工芝を車が入ってくるところに、それも大型バスがスポーツセンターには何台も入ってきます。そういうところに人工芝を張ることがほんまに有効なのか、そのために３年早く張り替えた、これが本当に有効なのか、再度検討していただきたいと思います。

先ほど公共施設整備計画で５，０００万円・５，０００万円と言われましたけれども、サッカー場は半面・半面張り替えるような施設ではありません。それと、あの計画には施設外で５，０００万円・５，０００万円使うというふうに計画書には書かれていました。そして、施設の定義はサッカー場とか野球場とかという定義をされています。だから、あの５，０００万円はサッカー場とか野球場とかそういう施設外で使うという計画になっています。

だから、そういう点も全く行政としてどんな計画を立てておるのかと疑ってしまうという、普通そんなことはあり得ないと思うんですね。だから、それだったら、施設、サッカー場とか書くはずですけれども、施設外と書いているんですね。だから、あまりにもずさんな計画としか言いようがない。今のは理由にならないと私は思いますよ。

次にですが、議会に人工芝の再利用の場所を含め内容はきちんと説明していない点も反省すべきではありませんか。議会の皆さんも駐車場へ張るなんて全く聞いていないと思うんですが、その点どうですか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

確かに、ご指摘のとおり、議会のほうにはそういった細かい説明はしていませんでした。ただ、先ほどから何度も申し上げますように、業者とか関係機関、そういったところにしっかり確認をした上で、メンテナンスをすれば安全であるという確認が取れていましたので、それでもうこちらのほうでさせていただきました。

吉本議員からこの質問をいただいた後にも業者といろいろ相談もしました。確かに車は、ゆっくりと人工芝の上を走る分にはサッカー競技をするよりも人工芝の傷の可能性は低いという確認もさせていただいていますので、そういった看板もつけながら、また側溝にはメッシュのそういった流れ防止のそういったものも使って対策しながら、今後しっかりと見守っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

町民の税金を１億３，０００万円も使う工事ですから、やっぱり議会にきちんとその内容を詳しく説明するのが、議会に対する、特に議員さんたちはサッカーのプロでもありませんし、そのことに詳しい方でもありません。きちんと説明を受ければ調べることもできます。ですので、やっぱり今後きちんと行う際には議員に説明をして、議員から

チェックを受けるということが必要だと思うので、その辺、私はこれは正しいと今でも思っていませんけれども、次の質問に移ります。

次に、新地方創生交付事業について質問します。

新地方創生交付事業に、野球場のデジタルスコアボードに２億３，０００万円を含む約２億８，０００万円の事業を申請したと総務教育常任委員会の傍聴でお聞きしました。これが通れば半額は国から出るので、町の負担は約１億４，０００万円となるとの説明ですが、国の出す半額の１億４，０００万円も私たちの税金で、加えて町から高額な１億４，０００万円も出すということに疑問を感じます。

年間、大学生と社会人、小中学生、高校生別に何試合されていますか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

小中高別というのはちょっと調べていませんが、小中高、そして社会人、そういった試合をはじめ、合わせて年間２２０試合ぐらいをしているというふうに聞いております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

社会人や大学になると、１２月から２月は体を休めるオフシーズンで、練習はほぼ行いません。３月から１１月がシーズンとなります。仕事や授業のため、活用は土日、学校の長期の休みになると思います。天然芝のすばらしい野球場ですから、シーズン中の土日、学校の長期の休みはほぼ利用されているのではありませんか。

地元の小中学生やボーイズさんも、合宿など外部の方がほぼ使っているので、調整しても少ししか利用できないようです。３月から１１月のシーズン中は、土日、学校の長期の休み、外部の方で利用はほぼ埋まっている状況ではないのですか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

土日、夏休みはほぼ埋まっていますね。でも、毎年総合教育会議の中でも説明させていただいているんですけれども、町民の利用の確保約５０％、しっかりと確保はさせていただいております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

今の得点板でも、スポーツセンターの野球場は十分外部の方に利用されています。利用されているのですから、外部の方のために２億３，４００万円も使う必要はないと思います。

野外ステージは隣接する新庄公園にあり、あまり使われていませんので十分活用できます。以前、南紀の台に私が公園を造ってほしいと住民の方が言われていると要望した際には、新庄公園に遊びに行くように言われ、建設されませんでした。大きな文化会館もありますのでそれも活用できます。野外ステージはあえて造る必要はないと考えますが、どのような見解ですか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

そしたら、この経過とか全体的な費用対効果、そういうものを含めて今の質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の野球場のバックスクリーンの得点板、ネーム板、吉本議員も見られたこともあると思うんですが、本当にどちらもさびて、特に得点板を使っているんですけれども、ネーム板については現在使われていません。野球場に入ると寂れた感がすごくあって、多くの関係者から電光掲示板設置の声が上がっています。

現在では、電光掲示板は本格的な野球場の標準的な設備として県内でもほとんどの野球場に設置されている状況です。特に、昨年の９月に町と協定を結びました関西独立リーグの所属している上富田町のプロ野球チーム和歌山ウェイブス、今後、町のシンボルとして期待されている町の球団ではありますが、ホームゲームの公式戦が年間約１０試合あります。アウェーで他の地域に行っても、電光掲示板のついていないそういった野球場はありません。選手の顔と名前が掲示板に多く大きく映る、そういったこともこういった野球のファンの獲得にもつながるというふうに思っております。

町としましても、令和８年度に電光掲示板の設置を考えていましたので、同じ設置をするのであれば、町民の税金である一般財源を少しでも少なくする手段として交付金の活用をご提案させていただいたところであります。一般財源だけで約１億５，０００万円以上の普通のデジタルパネル式、そういった電光掲示板をつけるのであれば事業費そのものは確かに膨らみますが、交付金を活用し、さらに交付税算入、そういったのも考えれば、約１億円の一般財源でビジョン型の掲示板を設置し、さらに様々な事業を展開することが可能となります。

結論から申しますけれども、しかしながら、新年度予算においても役場の本庁舎、ま

た大谷総合センター、そういった改修工事など多くの財源が来年度以降も必要になってきます。したがいまして、この電光掲示板の設置につきましてはその必要性は十分認めつつも、約１億円という町の負担が必要になりますので、一旦は保留とし、今後、財政状況を見据えながら適切な時期に再度検討していきたいというふうに思っております。

もう費用対効果の説明も一応させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

（「時間」と吉本議員呼ぶ）

○議長（松井孝恵）

どうぞ。説明してください。

○振興課長（平尾好孝）

ありがとうございます。

まず、電光掲示板を設置することによって野球場のクオリティーが確実に上がります。試合数が増えることはないです。今でも土日、夏休み、たくさん埋まっていますので増えることはないんですけれども、クオリティーは確実に上がるというふうに思っています。選手は自分の名前、顔がビジョンに掲示されることによって気が引き締まりますし、観客の熱気、そういったのももう圧倒的に変わると思っています。もっと野球を楽しく観戦することもできるかなというふうに思っています。

それと今度、費用対効果のまず費用面ですけれども、費用面につきましては、あくまで交付金を活用した場合の話、先ほどとちょっとダブるんですが、令和７年度から令和９年度までの３か年で事業費が約１億８，４００万円となりますが、最終的な一般財源の持ち出し分が約１億円になる見込みです。また、令和１０年度から、今から４年後ですね。令和１０年度からは毎年、ＡＩカメラ、それと電光掲示板のメンテナンスのランニングコスト、合わせて約２００万円弱ということになっていますし、さらにそこに広告宣伝、そういったのも打っていけば、町の一般財源はかなり少なく済むんではないかというふうに考えております。

一方、効果です。効果のほうは、野球場の年間試合数、先ほども申しましたように小中高、一般、社会人ですね。合わせて約２２０試合程度、１試合２チームでもちろん行いますので、ベンチ入りも含めて約４０名が１試合に関わります。さらにそこに１試合の平均の観客、大体平均５０名から６０名としますと、１試合当たり平均約１００名がこの電光掲示板の恩恵を受けるということになりますので、さらにここでＡＩカメラ、この間も委員会のほうで説明させていただきましたけれども、大阪で自分の孫の試合を見られない、そういった方々が大阪にいながら上富田の試合を見ることもできますので、その中でも電光掲示板で野球を流すことによって、さらに効果もあるかなというように

思っています。

以上であります。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

先ほど社会人のウェイブスさんが年間１０試合と言われましたよね。ということは、ほぼ小中高校生がほかの試合をしている可能性がありますよね。だから、その方が年１０回でこの施設を２０年使ったとしたら、１年間で１，２００万円このデジタル板に必要なことになります。それが１０試合だったら１試合１２０万円の費用になりますよね。年間１，２００万円ですからね。このデジタル掲示板を２０年間使うとしたら、３億４，０００万円ですから年間約１，２００万円ぐらいになると思います。それで１０試合、１試合１２０万円ですよね。この野球場の１日の使用料は、半日で１万円ぐらいで１日で２万円ですよね。それだけの使用料でそれだけのお金を試合のために上富田町が費やすと、そういう必要性は私はないと思います。

野球場には得点板もあり、野球の試合をすることができます。よりいいものにするのは利用者にはいいことですが、財政が苦しいといつも言われているのですから、人口約１万５，０００人の町の財政に対して身の丈に合わない今の設備以上のことをすれば、町民の切実な要望が実現できないことになります。

物価高騰で住民の生活は大変になっています。地方創生交付金事業は、防災、子育て支援、農林水産業、文化、教育、公共交通、若者と女性に選ばれるまち、年齢を問わず誰もが安心して暮らせる不可欠なサービスの維持など、あらゆる分野で使えます。そしてインフラにも使えるものです。

デジタルスコアボードに使う予算があるのであれば、訪問介護事業所への支援、精神疾患をお持ちの方の通院医療費の窓口負担をなくすこと、難病を持つ方への交通費の助成、就学援助の補助項目を増やす、補聴器の補助、段ボールベッドの備蓄、国保や介護保険料の軽減、学童保育の建物の拡充、正規職員を増やす、会計年度任用職員の処遇を改善するなどにその予算を回すべきです。

野球場のデジタルスコアボード２億３，０００万円とステージ４００万円、合わせて２億３，４００万円の事業は行うべきではないと考えますが、先ほど保留するという答弁もありましたが、それをどのように考えておられますか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

すみません。先ほどの説明はちょっと僕の説明不足だったかなと思うんですけれども、１０試合というのはあくまで１つの例に取って、和歌山ウェイブスの試合の１０試合というのを申し上げただけで、小学校、中学校、特に中体連、高体連、高野連、そういった試合を年間通してずっとやっています。そういったときも、やっぱり電光掲示板がある、得点板もそこで映される、自分の名前も映る、顔も映る、そして野球も盛り上がってくるかなと思いまして、そういった効果を期待しております。

これは順序になってくるんですけれども、電光掲示板をつけるんであればその前にステージを同時につける、それも２分の１補助が出ますので、つけたら新たな可能性も出てくるんかなということで、今回一緒にご提案をさせていただいた次第であります。

もちろん吉本議員、いろんなほかの事業、今説明を受けました。そういった事業もむちゃくちゃ大切です。そういった事業はもちろん大切で、やってはいくんですけれども、一方で、やっぱり子供たちが自分たちの町にはこういうものがあるんだよと自慢できる、また誇りに思えるような、そういった事業もチャレンジしていく必要があると思っていますので、今回はそういった意味でこういった総合的な提案をさせていただいたものでありますが、結論から言えば、うちの財政状況が厳しいので今回はちょっとそういうのを見ながら見合わすということでご理解ください。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

見合わすという判断は適切だと私は思います。子供たちが誇れるまちというのは、私が先ほど述べたようなことを実現して暮らしやすいまちだと私は思います。このような計画に血税を使うのではなく、住民の切実な身近な要望にこそ使うべきと再度申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

これで、９番、吉本君の質問を終了いたします。

１３時３０分まで休憩をいたします。

休憩　午前１１時２７分

再開　午後　１時２７分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

８番、中井照恵君。

中井君の質問は一問一答方式です。

まず、災害時におけるＤＸの活用についての質問を許可いたします。

○８番（中井照恵）

皆さん、こんにちは。本日最後になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問、災害時におけるＤＸの活用について質問をしたいと思います。

先月の２月１８日に、デジタル庁が災害時にマイナンバーカード等を利用して避難者情報の把握を行う実証訓練を石川県金沢市で行ったというニュースの記事を読みました。昨年１月１日に発生した能登半島地震では、手書きといったアナログ式であったため、行政職員などから避難所運営の負担が大きいとの声が上がっていたそうです。これまでは、避難所に入所する際には被災者が自身の氏名や住所を紙に記入し、後から職員がパソコンに入力する方法が一般的に行われています。しかし今年２月の実証訓練では、デジタル化を行うことで職員の負担が軽減されたり、被災者の見守り業務に生かすことが狙いとのことでした。石川県の防災担当者によると、能登半島地震の際もこれまでと同様の手法が取られていたそうですが、職員の手が足りないことにより、管理がうまくいかず、避難所はカオス状態だったということをニュースでも伝えられていました。

この２月に行われた訓練は、手書きの場合とマイナンバーカードや交通系のＩＣカードを使って受付した場合との時間を比較しています。手書きのほうは平均５分３０秒ほどでしたが、デジタルのほうは平均３０秒ほどだったとのことです。このことから、デジタルのほうでは避難者入所手続が圧倒的に時間短縮されていることになります。お弁当の支給や入浴支援の際にもタッチしてもらい、７２時間動きがない際には行政の担当者に訪問を促すといった見守り機能も検証されたとのことです。

私は、この記事に触れ、我が上富田町は人口１万５，０００人ほどの小さなまちかもしれませんが、その分役場職員さんの人数も多くはないことなどから、このような災害時のＤＸの体制づくりを平時から進めていくことが大切だと感じました。

そこで、まず初めに今の上富田町の現状についてお聞きします。

当地方において大災害が発生したときに、上富田町においては現時点ではどのような形でＤＸの活用ができるのでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

現時点において、避難者の受付は避難者世帯台帳に記入していただく方法を取っており、マイナンバーカード等での受付については対応できていない状況でございます。

ＤＸの活用としましては、Ｊ－ＬＩＳ地方公共団体情報システム機構の被災者支援システムを導入しており、罹災証明書発行業務の効率的な実施や、被災者への支援金や義援金の支払いなど、被災者への支援状況について管理できるシステムとなっております。

次に、物資関係については、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用しており、避難所からの物資の要請も含め、飲食料や生活用品など被災者が必要な物資について、システムを使用し、県を通じて国へ要請することができます。また、町内の物資拠点施設や各避難所の物資の管理、平時における防災備蓄品の在庫確認ができるシステムとなっております。

なお、災害対応時の職員への業務連絡や情報共有等につきましては、自治体専用チャットアプリを活用し効率化を図っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

上富田町での現時点でのＤＸの活用の現状についてお聞きしました。状況としては、上富田町だけではないのだと思いますが、大災害が起こり多くの町民さんが避難所に行かれた際には、用意されている紙ベースにご自身の名前や連絡先といったものを記入されて、それを職員さんが一つ一つパソコンに入力していくということが行われると。去年の能登半島地震のときの避難所の対応と同じ状況だということが分かりました。

罹災証明書の発行については、以前私が一般質問で必要性を訴えさせていただき、導入していただいたＪ－ＬＩＳの被災者支援システムを活用することにより、効率的に進められるような体制づくりがなされているということでした。避難時に必要な物資の管理も、システムを活用することにより、管理がしやすくなっていることが分かりましたが、これからの町の課題としては、これは上富田町だけの課題ではないですが、避難所運営をスムーズに行っていくため、また少ないマンパワーで対応していくためには、マイナンバーカードなどの活用を進めていくことが災害時においても必要になってくるのだと考えます。

それでは、次に民間事業者との協力体制についてお聞きします。

上富田町では、幾つかの民間の事業所とそれぞれに必要な分野における防災協定を結

ばれているとお聞きしています。

そこでお聞きします。どういった分野でどのような協力体制になっているのでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

現時点で民間事業者と締結した防災協定について説明させていただきます。

物資の供給につきましては、食料品、飲料水、日用品、作業用資機材、ガスやガソリンなどの燃料、段ボールベッド等で協定を締結しています。

道路や災害現場の復旧等につきましては、重機やトラック等の車両のレンタルや、町内の建設業者と復旧作業などの協力に関して協定を締結しています。

施設の利用につきましては、敷地を避難場所として使用することや、施設を避難場所や福祉避難所として使用することに関して協定を締結しています。

災害ボランティアセンターの運営につきましては、社会福祉協議会と協定を締結しています。

被災した家屋の被害認定調査につきましては、調査員派遣の人的支援や保険会社による損害調査結果の提供に関して協定を締結しています。

被災者に対する相談業務につきましては、和歌山弁護士会や和歌山県司法書士会と協定を締結しています。

医療関係につきましては、医療救護活動の協力や医薬品の供給について協定を締結しています。

情報収集活動につきましては、ドローンを活用した被害状況の確認等に関して協定を締結しています。

民間事業者との協力体制につきましては以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

民間事業者との協力体制についてお聞きをしました。様々な民間事業者との連携がされているということでしたので、ちょっと安心かなというふうに思うんですけれども、本当に災害時は様々な混乱が引き起こされますので、平時からの連携、また協力体制が必要不可欠でありますので、これからもそういった連携強化をさらに図っていただきますようお願いいたします。

昨年１０月に総務文教常任委員会で、上富田町と防災協定を結ばれている石川県津幡町へ視察に行かせていただきました。津幡町では、昨年の能登半島地震の際の町の被害状況の説明や、町がどのような対応をなされたのかを詳しくお聞きすることができました。そしてその際、防災ＤＸがどのように活用されたのかについてもお聞きしました。津幡町の当時の防災ＤＸの取組としては、ドローンによる被災箇所の撮影や内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムでの支援物資の把握を行ったということでした。

そこでお聞きします。上富田町では、ドローンによる被災箇所の撮影については既に体制が整えられているという認識でいいですか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

ドローンにつきましては、クオリティソフト株式会社、ナカト産業株式会社の２社と防災協定を締結しています。ドローンで撮影した災害現場の画像や映像による情報収集が協力業務の主な内容となります。

クオリティソフト株式会社とは、町防災訓練において、孤立集落が発生した場合を想定し、現場でドローンによるアナウンスをしたり無線機を運搬する訓練などを実施しております。またナカト産業株式会社との協定では、赤外線カメラつきのドローンを使って行方不明者の捜索活動に活用することも含まれております。

加えて、町では令和７年度当初予算において、土砂災害等の災害現場において、より安全で効率的に調査活動ができるよう、高性能カメラを搭載したドローン１台の購入経費を計上しております。このドローンを活用することにより、災害現場の状況をパソコンの画面に再現できるため、画面上で現場の状況把握や測量することが可能となります。

ドローンの活用につきましては、体制整備も含め、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

ドローンの活用についてお聞きしました。本当に日々様々にＤＸの取組も進化しているのだという印象です。ドローンを活用することで、少ない労力で行方不明者の捜索などが効率的に行えるのであれば大変ありがたいと思いますし、町で来年度新たに購入する予定のドローンも、平時からの活用の訓練をしっかりと行っていただき、いざという

ときに最大限の活用がしてもらえることを期待したいと思います。

それでは、次に危機管理班の職員配置についてお聞きします。

上富田町での庶務危機管理班の職員配置は現状何人でしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

庶務危機管理班には６名の職員がおります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

庶務危機管理班は６名ということで、そのうち防災の専任の職員さんは何人でしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

消防防災担当で２名でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

その専任されている２名という人数は少ないのではないでしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

能登半島地震などの大規模災害の発災後には、災害対応について様々な検証が行われ、たくさんの課題が出てまいります。現在は、それらの課題への取組も含め業務は増加傾向にあります。これまで担当職員２名のうち１名につきましては、一部消防防災業務以外の業務を兼務している状況でございました。令和７年度から、この職員が兼務する業務について、新しく雇用する会計年度任用職員が担当することとなっており、職員２名が消防防災業務に専任できる体制となります。

防災担当の職員は２名ですが、上富田町地域防災計画において、平時の災害予防対策や災害発生時の応急対策について各課の事務分担が記載されております。各課においては、この事務分担に基づいて対応していくことが基本となります。災害発生時に迅速に対応できるよう担当業務についての理解を深めることが重要であり、避難所の開設、住家被害認定調査、罹災証明書発行、受援体制の確保等、各課と連携をしながら取り組んでまいります。

また、職員に対して防災士の資格取得を勧めており、現在７１名の職員が防災士の資格を取得しております。

今後も引き続き、各課と連携を図りながら、職員の防災時の対応力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

役場の職員さんの中で７１名も防災士の資格を取られているというのは、すごく頑張ってそういう取組をされているんだというふうに印象を持ちました。２名というのは消防防災業務の専任ということで、決して多くないというふうな認識だったんですけれども、各課の分担がしっかりとなされているという説明でしたので、そこは安心できるのかなというふうに思います。

そして、この４月から実質今までよりも防災業務に専任できる体制になるということも、一つ、すごく改善されているのだというのが分かりました。

さて、先ほどお聞きしましたドローンのこともそうですが、着実にＤＸの活用範囲も広がってきているんだなというふうに思います。今年、上富田町の公式ＬＩＮＥもリニューアルされましたよね。だんだんと使い勝手のいいように変えていただいているので、これもＤＸが進んでいるというふうに認識できるのかなというふうに思っています。

それでは、最後に町のこれからの災害時のＤＸの活用についてお聞きします。

先ほども述べさせていただきましたが、以前、災害時の罹災証明のスムーズな発行に役立てられるよう、兵庫県西宮市で開発された被災者支援システムを導入していただきました。この被災者支援システム、上富田町が取り入れているのは本当に基本的なところかと思うのですが、どんどんシステムがバージョンアップされています。今後ですが、バージョンアップしたものもまちで取り入れていくと災害時のＤＸ活用の充実がさらに図られるのではないかと考えるのですが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

現在使用している被災者支援システムでは、住家被害認定調査に関してデジタル化はできていない状況です。本年１月に県が市町村を対象に実施した説明会において、迅速かつ的確な被災者支援を行うためには、住家被害認定調査や罹災証明書発行、被災者台帳管理等がデジタル化されたシステムを導入することが重要であること、また、県が推奨しているシステムについても説明がございました。このシステムは、町で導入しているシステムにプラスして、住家被害認定調査もできるようなシステムとなっております。県が推奨する理由といたしましては、機能面が充実していることや全国的に導入実績が多いシステムであるため、発災時に支援に入った市町村職員がシステム操作に慣れている可能性が高いことなどを上げています。

今後のスケジュールとして、県は令和８年度中に各市町村でのシステム運用開始を目指して取り組んでいくこととなっております。現在、システム導入に関する意向調査が行われており、町としましても導入に向けて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

お答えいただきました。現在、様々なところでＤＸ化が進んできていて、私たち上富田町議員も一人一人タブレットを持ち、その活用を開始しているところです。個人差はまだまだありますが、それぞれのペースで活用できるようになってきていますし、確かに使いこなしていくことで様々に利便性が高まり、効率よく仕事を進めていけるように感じております。

大災害が起こった際の非常時であるからこそ、どんどんＤＸ化で対応できるところは進めていき、住民さんへの対面といいますか、人でしか対応できないところに行政の職員の力を向けていっていただくことが大切であります。職員の限られた時間と労力を有効に活用していくことは、災害後の混乱した時期を何とか乗り切っていくためにも必要不可欠であると考えます。

お答えいただいた和歌山県が推奨しているシステムの導入についてですが、大災害時はどうしても被災地域以外の他府県の市町村職員さんの手をお借りしなければならないことになってしまいます。そういったことを考えますと、全国的に導入実績が多いシステムのほうが現実的に使い勝手のいいものになることは間違いないのかもしれません。

とにかく、南海トラフ大地震の発生の確率も高まっている状況です。一日も早く、町にとって使い勝手のいいシステムを導入し、備えを万全にしていただきたいと思います。

これで質問を終了します。

○議長（松井孝恵）

災害時におけるＤＸの活用についての質問をこれで終了いたします。

次に、認知症の人に寄り添った地域社会の構築についての質問を許可いたします。

○８番（中井照恵）

それでは、２つ目の質問に入ります。

２つ目の質問は、認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてです。

今日は午前中にも介護のお話ですとか高齢者のお話の質問が多かったように思います。私も、それに本当に似ているというか、本当にそういった一部の話になってくるんですけれども、これからの取組についてお聞きしていきたいと思います。

社会の高齢化が進む中で、２０２２年推計では６５歳以上の高齢者３．６人に１人が認知症または認知症予備軍と言われ、今や認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って最期まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。そのためには、誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が自分事として、身近な問題として捉えていくことが重要です。

そこで、行政が軸となって、各小中学校であったり地域の企業や団体または町内会等と連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成、配布など、認知症に対する知識や理解を深める取組が必要であると考えますが、それに対する町の見解をお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

認知症についての理解を深める取組として、認知症について正しく理解し、地域で認知症の方やそのご家族を温かい目で見守る役割である認知症サポーターを養成するための講座を、地域包括支援センターにてキャラバンメイトのボランティアの協力の下、開催しております。キャラバンメイトは、認知症サポーター養成講座の講師役となるボランティアで、主に町内の介護事業所の職員の方々にご協力をいただいております。今年度は岩崎老人会の方々、熊野高校１年生、岩田小学校で開催し、３月にひょうたんカフェとまちかどカフェで開催予定となっております。

平成１９年からのサポーター養成数は令和７年２月末現在２，７４９人となっており

ます。講座の内容についても、キャラバンメイトの方々と相談しながら改定を重ねていっています。

認知症になってもできることややりたいことがあり、地域で仲間と共に希望を持って自分らしく暮らすことができるという考え方である新しい認知症観を地域に広げ、認知症は年を重ねることで誰もがなる可能性のある身近な病気で、お互いに手助けできる地域にしていくことが大切であるといったことの理解を深めていくため、今後も、住民の方々、町内の企業などに講座を受講していただけるよう、受講の呼びかけを行っていきたいと考えております。

また、講座を受講したサポーターを対象に、さらに認知症への知識や理解を深めるためのステップアップ講座の開催も準備しており、まずは月１回開催している認知症カフェのひょうたんカフェ参加者に受講していただく予定としています。

今後は、ステップアップ講座を受講した方を中心に、認知症の方も含めお互いに支え合える仕組みを、まずはひょうたんカフェを中心に取り組んでいければと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

町の見解と現在の取組についてお聞きしました。

認知症サポーターさんが令和７年で２，７４９人で合うていましたか。すごい数やなと思いながら今聞いていたんですけれども、本当にこつこつとした町の取組がこういった大きい数字というか、そういうサポーターさんの育成につながっているんやなというふうに思います。本当にありがたいと思います。

町内の介護事業所との連携の下、認知症サポーター養成講座を開催していただいていて、今ちょっとキャラバンメイトさんという言葉が出てきて、キャラバンメイトさんってこの質問で私も初めてというか、聞いたことはあったと思うんですけれども、再認識をさせていただいて、やっぱりこういう専門職というか、介護に携わった専門の方の力もいただきながらそういうサポーターさんを養成していただいているということが分かりました。

今、認知症の人の新しい認知症観というのをほんま、国民一人一人が変えていかなあかんよという時期が来ているんですけれども、私たち、今まで認知症になったら本当に何もできないよというふうな、昔はそういう認識のほうが極端な話、強い人が多かったのかもしれませんけれども、本当はそうではなくて、認知症という病気になったとして

も、身近な人にちょっと支えてもいただきながらですけれども、自分らしく本当に住み慣れた地域で生きていく、そういうことが大切だよということで、みんながそういう認識を持てばみんなで支え合ってそういう社会にできるのかなというふうなのが、そういう感覚が新しい認知症観なのかなというふうに私なりに認識をしています。

本当に一遍にやりたいことができなくなるというのではなくて、本当に自分のやりたいことがあったら、ちょっとずつ認知症が進んでいく段階にあっても本当にそれを思い切りまたできる、そういう仕組みづくりというのがこれから本当に大切になってくると思いますし、住み慣れた地域という、そういうところでつながりがあるところで暮らし続けられるというところも、本当にこれからの時代、大切にしていかなければいけないのかなというふうに思っています。そのために、新たな知見といいますか、技術というのを活用することがすごく大切やなというふうに思っています。

そこで、２つ目の質問のユマニチュードという、そういう認知症の人に対する働きかけのやり方があるんですけれども、その普及についてお聞きしていきます。

高齢化が進むにつれて、認知症とか、また軽度認知症の方は１，０００万人を超えると言われている状況です。そのような中で、認知症の当事者はもちろん、そこを支えるご家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築といったことが大変重要であると考えます。実際に記憶障害や認知障害が起こってくると、ご本人はもちろんですが、ご家族は生活を送る上で大きな不安感や戸惑いを感じてしまうことが多いですし、私もそのようなご相談をこれまでに幾つか受けてきました。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動、心理症状、これＢＰＳＤと省略して言うそうなんですけれども、その発生を抑制することが特に重要であると考えています。そのための効果的な技法としては、あなたを大切に思っていることを見る、話す、触れる、立つ、この４つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュード、そういうケア技法があるそうなんですが、これが今注目されています。私もちょっとＮＨＫとかでも勉強しました。

介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否をされたり暴言を受けたりすることがあります。実際に口腔ケアを嫌がり、声を荒らげていた９０歳代の方に対し、看護師さんがユマニチュードを実践したところ、嫌がらずに大きく口を開けてケアを受け入れてくれたというような効果が見られる技法であります。福岡市では、２０１６年度にユマニチュードの実証実験が行われた結果、認知症の人の暴言や徘回などの症状が軽減したことなどから、市民講座などで導入をされています。介護の当事者や小中学校の生徒、市の職員や救急隊員などにも対象を広げているということです。

上富田町でもこのような技法の活用を取り入れ、積極的に普及していくべきと考えますが、見解はいかがですか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

認知症の方に対する理解やケアについては、認知症になってもできることややりたいことをし、自分らしく暮らすことができるという新しい認知症観の考え方に沿って、その人らしさを尊重し、その人の視点や立場に立って考え、行うことが大切です。

議員お話しのユマニチュードのようにあなたは私にとって大切な存在ですと伝えるケアの技術は、介護する側、される側がよい関係を築く上で共感の得られる技法かと考えます。

認知症ケアの技法については、ほかにもバリデーションなど幾つかありますが、その人らしさ、その人の視点に立つという基本的な考え方は共通しています。

技法の取り入れ、普及については、ご本人やご家族、介護関係者、認知症専門医などのご意見を聞き、また導入自治体などの状況を調べたりして、今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

ぜひ、この技法についても研究を進めていっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

認知症の人の行方不明者対策についてお聞きします。

現状、町で行われていることはどのようなものがありますか。定期的な周知はできていますでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

認知症の症状により自宅に帰れなくなる可能性がある方への対策として、高齢者安心サポート事業と高齢者等介護やすらぎ事業を行っております。

高齢者安心サポート事業は、事前に顔写真や連絡先などの情報を町に登録いただくこ

とで、万が一行方不明が発生した際に関係機関や協力機関が連携していち早く発見できるよう体制を整備する事業となります。令和３年１１月から、登録時に見守りＱＲコードシールを配付しております。見守りＱＲコードシールは、登録者の衣服や靴などに貼りつけて使用し、自宅に帰れなくなった際に発見者が携帯電話でＱＲコードを読み取ると町役場などの連絡先が表示されます。連絡先にシールに記載されている登録番号を担当者に伝えていただくことで、身元が分かり、速やかな保護と家族への連絡が行われるものです。現在の利用者数は１５名で延べ登録者数は７９名、協力機関は、白浜警察署上富田交番、田辺消防署上富田分署、町内の介護サービス事業所などの１６団体にご協力いただいています。

高齢者等介護者やすらぎ事業は、位置検索システムを利用して居場所や安全の確認をすることで、介護者の介護上の負担や精神上の負担の軽減を目的として、位置検索システムの初期費用を補助する事業です。上限額は１万８，０００円で、ＧＰＳ端末を入れられる専用靴の購入の初期費用となります。この事業につきましては、令和３年以降の補助実績はございません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

ありがとうございます。本当に見守りのＱＲコードシールを貼るだとか、協力団体も１６団体あるということだとか今お聞きしたんですけれども、靴の購入でしたか、実績が令和３年以降ないということだったと思うんですけれども、これ定期的な周知というのはできていますか。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

高齢者等やすらぎ事業は、開始当初、広報に掲載しましたが、現在定期的な掲載はできておりませんので、今後掲載できるようしていく予定としております。

今後も、認知症の方が増加すると見込まれる中で、認知症サポーター養成講座などの機会を捉えて事業の周知を行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

定期的な周知をしっかりしていただいて、実績がないということのないようにしていただけると一番いいんですけれども、本当に認知症の方が徘回をされて行方不明になったというのは、もう年に何回も起こっているかと思います。それで、その中で発見されずに不幸にもお亡くなりになっていたりとか、そういうこともお聞きしたこともやっぱり何回もございますので、本当にそういうことがまずないように、もし徘回されて行方不明になってもすぐにみんなで見つけられるような、そういう社会になったら本当に安心なんやろなというふうにみんなが思っていると思うんですけれども、そういう取組、これからもしっかりよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

次に、聴覚補助器の積極的な活用についてお聞きします。

高齢化の進行により、難聴の方も年々増加しています。実際、高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高いと言われています。さらに、耳から脳に伝達される情報量の低下は認知症の発症リスクが高まるとも言われています。

そこで、幾つかお聞きします。町で今ある難聴者への支援はどのようなものがあるのでしょうか、また、その支援を受けるための条件はどのようになっていますか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、平岩晃君。

○福祉課副課長（平岩　晃）

お答えをいたします。

ご高齢の難聴者への支援策といたしまして、補装具費支給制度がございます。この制度は、身体障害者及び障害者総合支援法に定められる難病患者等の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、障害者等の失われた身体機能を補完または代替し、かつ長期間にわたり継続的に補装具の使用が必要とされる方に対し、国の事務取扱指針等に基づき市町村が補装具の購入費、または修理費の支給を行います。その補装具として補聴器も支給対象とされています。

補聴器の補装具費支給対象となる難聴者は、主に聴覚障害の身体障害者手帳を所持しており、和歌山県障害児者サポートセンターの判定により補装具として補聴器の使用が必要と認められた方となります。

なお、令和６年度の申請者数は２月末時点で３件となってございます。

給付につきましては、補装具の種目ごとに定められている基準額を対象範囲とし、補

装具費の１割を自己負担としていただきますが、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯は自己負担はございません。また、難聴者本人または世帯員が一定所得以上の場合は補装具費の支給対象外となります。

補聴器は原則、片側、片耳分のほうのみが支給対象となりますが、本人の障害の状況等を勘案し、職業上または教育上等の特に必要と認められる場合などは、この限りではございません。

なお、身体障害者手帳や補装具の概要につきましては、毎年、町広報紙へ掲載し、周知に努めているところです。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

ありがとうございます。これ、身体障害者の手帳というか、持っていないと、このサービスというか、これは受けられない、補助を受けられないよということだと思うんですけれども、すみません、そしたら次にいきます。

次に、聴覚補助器の積極的な活用についてお聞きします。

今お答えは福祉課のほうでいただいたので、障害者というそういうグループという中で、高齢者じゃなくて、６５歳以下の方で難聴になられた方で身体障害者というふうな認定を受けられた方が今のサービスを受けられるということでよろしかったですか。はい。

すみません。そしたら、次に高齢化の進行ということでちょっとお聞きします。

高齢化の進行により、難聴の方々が年々増加しています。この高齢者の加齢に伴う聴覚機能の衰え、音を聞き取りにくくなる耳のフレイルというのを放置していくことにより、健康面や生活面での影響が出てくる場合が少なくありません。これは以前、同僚議員も耳のフレイルということで何年か前に質問をされていたことに、内容の中にも耳のフレイルというところを述べられておりました。本当に耳が聞こえにくくなるということはやっぱり人とのコミュニケーションが減ってきて、コミュニケーションが減るということは、どうしても孤立するということと認知機能が衰えてくるということが結びついてくるというところになってきます。加齢性難聴というのを早期に見つけていくという、そういう支援が認知症予防の観点からは重要になるんかなというふうに考えます。

高齢期の聴力検査というのは、上富田町で現状では行われていますでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

現状では行っておりません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

現状で行われていないという、そういうご答弁だったんですけれども、導入へのお考えというのはこれから先ございませんか、いかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

聴力検査の導入につきましては、現在のところ予定はございませんが、聴力のセルフチェックの方法などがありますので、セルフチェックにて気になる方は早期受診につなげていけるよう、介護予防教室など機会を捉えて啓発していきたいと考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

セルフチェックができるということもどんどん周知していただいて、高齢者の方が本当に難聴になって困る前に、何とか耳鼻科のほうとかにつながっていくような取組をお願いいたします。

（「もっと強く要望してくれ」の声あり）

○８番（中井照恵）

強く要望します。

とにかく、セルフチェックを周知していただいて、高齢者と言ったらあれですけれども、６５歳以上の方でもやっぱりだんだん耳が遠くなってくるよという方をちょくちょくお聞きしますので、そういった方にもそういうセルフチェックができるんだよということを周知していただけますように、徹底をよろしくお願いいたします。

最後の質問に入ります。

上富田町では、数年前から役場窓口で難聴者向けの対話支援スピーカーを設置してい

ただいております。これは、話者の声を高性能のマイクで集音し、庁舎側の小型のスピーカーから聞き取りやすい声が音声として聞こえるといったものになるということです。使い勝手のことを考えますと、難聴者の方にとって聞き取りやすいということは正常に聞こえる方にはもっともっと聞こえやすくなってしまうという、そういうことがあります。役場の窓口での使用というのは、いろんな人が通られると思うんですけれども、そういったところで使用となりますと個人情報の漏えいというか、ほかの方に漏れてしまってはいけない情報が自然と聞こえてしまうといったおそれが出てくると思います。

そこで、窓口に軟骨伝導イヤホンを置くことを提案させていただきます。

人が音を聞く経路は、これまで、空気を通じて聞こえる気道というのと骨を振動させて聞く骨伝導しか知られていませんでした。耳の穴の周囲にある軟骨の振動によって外耳道の内部に音源が生まれる、それが軟骨伝導と言われています。使い方は、集音器とコードでつながったイヤホンを耳のくぼみにつけて使います。附属の集音器が声を拾って、イヤホンを通じてイヤホンつけた人にはっきり届く仕組みです。

イヤホン部分には凹凸がないため消毒がしやすくなっており、清潔に使えるということも魅力であると考えますが、町のお考えはいかがですか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

軟骨伝導補聴器につきましては、鼓膜や耳に問題がある方や周囲の音がうるさい場所での使用など、適応しない場合やデメリットもあるとのことです。また、加齢による難聴の場合は、骨伝導ではなく、聞こえ方に合わせて音の調整ができる一般的な補聴器が適しているとも言われているようです。

役場窓口への導入につきましては、メリット、デメリット、機種や値段を含め調査させていただき、今後検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○８番（中井照恵）

その人の状況に応じていろんな今、難聴の方に合わせた補聴器であるとか、軟骨伝導のイヤホンであるとか集音器であるとか、本当にいろんな選択肢が今広がってきていると思うんです。だから本当に、その選択肢が高齢者の方、難聴者の方にも広がるように、役場でも試していただきたいと言ったらおかしいですけれども、ちょっと試しに導入し

ていただいて、こういうのもあるんやなというのを高齢者の方、また難聴者の方にお知らせいただくというか、そういう役割を行政のほうでも担っていただければというふうに思っています。

認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてという内容で質問をさせていただきました。本当に様々な角度で取り組むべき点があると思います。認知症予防に関しても、これからも研究が進められて、いろいろな予防策も出てくると思います。そこにも期待はしたいと思っています。

認知症への理解がどんどん進んでいって、どんな人でも安心して老いていけるような、そんなまちを目指して私たちも頑張っていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、８番、中井照恵君の質問を終了といたします。

以上をもって一般質問を終わります。

△延　　会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日、これにて延会いたします。

次回は３月１９日水曜日９時となっていますので、ご参集願います。

お疲れさまでした。

延会　午後２時１６分